

(ポスター)

Call for Municipal Housing Applications (December 2023 Application Round)

- Dates/location of application pamphlet distribution for December 2023

Dates: December 6(Wed) to December 16(Sat), 2023

Locations: Housing Application Collection Dept. (Boshū ka, Sendai City Hall, Kokubuncho Office 2F), Residents' Office (Shimin no Heya, Sendai City Hall, Main Bld. 1F), Ward Offices (Kuyakusho), Comprehensive Branch Offices (Sōgō Shisho), Sendai Station Aoba Ward Office Census and Residents Service Center (Aoba Kuyakusho Koseki Juminka Sendai Eki-mai Sabisu Senta, AER 5F), Licensing Centers (Shōmei Hakkō Senta), your ward's Central Residents' Centers (Chuo Shimin Senta), Lifelong Learning Center (Shōgai Gakushū Senta), Miyagi Housing Office (Miyagiken Jutaku Kyōkyū Kōsha), Takasago/Tsurugaya/Shirōmaru/Moniwa Administrative Offices (Kanri Jimusho)

- Application Deadline

Applications must be postmarked by **December 16(Sat), 2023**

Send applications by post in the official envelope.

- Date/Location of Drawing

January 9 (Tue), 2024

TOHKnet Hall Sendai, B1 Exhibition room

2:00 PM-3:30 PM (Doors open at 1:30 PM)

- Move-in Date

Moving in is scheduled to take place on **February 29(Thu), 2024.**

For further details, please see the leaflet titled "Notice on Sendai Municipal Housing (December 2023)."

Inquiries: (Public Utility Foundation) Sendai-shi Kensetsu Kōsha Boshūka

3 Chome-10-10 Kokubuncho, Aoba Ward, Sendai

(Sendai City Hall, Kokubuncho Office 2F)

Tel: 022-214-3604

FY 2023
Notice on Sendai Municipal Housing
(December 2023)

Applications will be accepted from December 6 to December 16, 2023.

Applications are accepted by **postal mail only**.

(Applications delivered in person or by phone will not be accepted.)

Applications postmarked by December 16(Sat) will be considered eligible.

Municipal housing is for those having trouble finding housing.

Make sure you have all of the following documents:

- ◆ Notice on Sendai Municipal Housing (December 2023)
- ◆ Sendai Municipal Housing Application Form (December 2023)
- ◆ List of Sendai Municipal Housing Facilities with Vacancies (December 2023)

- ◆ Some eligibility restrictions apply to applications for municipal housing.
- ◆ If there are more applicants than vacancies, a drawing will be held.
- ◆ Please read this "Notice on Sendai Municipal Housing" carefully before applying.
- ◆ Any personal information provided to (Public Utility Foundation) Sendai-shi Kensetsu Kōsha will be used solely for eligibility screening and administration after moving in to municipal housing. It will not be used for any other purpose.
- ◆ The application form and submitted documents CANNOT be returned under any circumstance.
- ◆ If there are fewer applicants than vacancies in the December application period, further application rounds will be held as needed.

Public Utility Foundation Sendai Housing Application Collection Dept.

(Sendai-shi Kensetsu Kōsha Jūtakubu Boshūka)

3 Chome-10-10 Kokubuncho, Aoba Ward, Sendai, 980-0803

(Sendai City Hall, Kokubuncho Office 2F)

Tel: 022-214-3604

(P.4申込資格Eligibility Requirements)

Municipal housing applicants must fulfill all eligibility requirements described in 1 through 8 below.

Eligibility will be judged based on the applicant's status as of the date of the application deadline.

1. The applicant resides in Sendai, or the applicant's workplace is in Sendai.

As of the date of the application deadline, it must be possible to confirm the applicant's place of residence on their Resident Registration and place of work on their Employment Verification Certificate.

2. The applicant is having trouble finding housing.

3. The monthly income of the applicant's household falls within the prescribed range (JPY 158,000/month or less).

4. The applicant has no prior record of misuse of municipal housing.

5. No member of the applicant's household is delinquent in payment of municipal tax, light motor vehicle tax, property tax, or city planning tax.

6. The applicant is an adult (married persons are considered to be adults).

7. The applicant does not live in municipal housing

8. The applicant does not belong to a criminal organization (nor does anyone who will live with the applicant).

市営住宅入居者募集のお知らせ

(令和5年12月定期募集)

○ 令和5年12月募集パンフレットの配布期間・配布場所

配布期間 : 令和5年12月6日(水)～16日(土)まで

配布場所 : 仙台市建設公社募集課(仙台市役所国分町分庁舎2階)、仙台市役所本庁舎2階市政情報センター、区役所総合案内、総合支所、青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンター(アエル5階)、証明発行センター、各区中央市民センター、仙台市社会福祉協議会各区事務所、生涯学習支援センター、宮城県住宅供給公社、市営住宅内各管理事務所(高砂・四郎丸・鶴ヶ谷・茂庭)

○ 申し込み締め切り日

令和5年12月16日(土)まで 当日消印有効

所定の封筒にて、郵送によりお申し込みください。

○ 抽選日時・抽選会場

令和6年1月9日(火) トークネットホール仙台(仙台市民会館)

地下1階展示室

・午後2時～午後3時30分終了予定(午後1時30分開場)

○ 入居時期

入居は、令和6年2月29日(木)を予定しております。

詳しくは「仙台市営住宅入居募集のごあんない(令和5年12月)」をご覧ください。

問い合わせ先 : (公財)仙台市建設公社 募集課
仙台市青葉区国分町3丁目10番10号
(仙台市役所国分町分庁舎2階)
TEL 214-3604 FAX214-8592

令和5年度

仙台市営住宅 入居募集のごあんない

[令和5年12月]

申込期間は令和5年12月6日～12月16日までです。

お申込み方法はすべて郵送による受付となります。(窓口・電話では受付いたしません)
12月16日(土)までの郵便局消印のあるものが有効となります。

市営住宅は住宅に困っている方のための住宅です

- ★「仙台市営住宅入居募集のごあんない(令和5年12月)」
- ★「仙台市営住宅入居申込書(令和5年12月定期募集)」
- ★「仙台市営住宅定期募集住宅一覧表(令和5年12月定期募集)」がそろっているかご確認ください。

- ◆市営住宅には**申込資格の制限**があります。
- ◆申込者数が募集戸数を超えた場合は**抽選**となります。
- ◆この「入居募集のごあんない」をよく読んでから、お申込みください。
- ◆仙台市及び(公財)仙台市建設公社は、市営住宅の入居申込みで知り得た個人情報、入居資格審査及び入居後の管理運営の目的以外に利用することはありません。
- ◆申込書および申込み時に添付された書類は、一切お返しできません。
- ◆今回の12月定期募集の申込者数が募集戸数に満たない場合には、随時募集を行う場合があります。

公益財団法人仙台市建設公社 住宅部 募集課

〒980-0803

仙台市青葉区国分町三丁目10番10号(仙台市役所国分町分庁舎2階)

☎(022)214-3604 FAX(022)214-8592

も く じ

ページ

1. ご存じですか(お申込みの前に必ずお読みください)	1
2. 申込みから入居までの流れ	2
3. 申込書記入相談窓口の開設	3
4. 申込資格	4
5. 申込資格緩和要件	6
6. ペットと一緒に入居可能な住宅について	8
7. 事故住宅について	9
8. 一般階層世帯と裁量階層世帯の区分	10
9. 申込みについての注意	11
10. 申込資格の確認	12
11. 世帯の所得月額の計算対象となる収入	13
12. 世帯の所得月額の計算手順	13
13. 所得計算の方法	14
14. 所得から控除する金額	18
15. 世帯の所得月額の算出	19
16. 家賃	19
17. 申込書の書きかた(記入例)	20
18. 入居者の選考	22
19. 抽選に際しての優遇措置	23
20. 二次審査(当選者のみ)	25
21. 入居手続き	27
22. 家賃・共益費等と市営住宅のルール	28
23. 市営住宅の種類	31
24. 市営住宅位置図(青葉区)	34
25. 市営住宅位置図(宮城野区)	36
26. 市営住宅位置図(太白区)	38
27. 市営住宅位置図(若林区)	40
28. 市営住宅位置図(泉区)	41
29. 各市営住宅への交通手段	42

令和5年度の募集スケジュール

5月特定枠募集(ひとり親・子育て・多子世帯対象)・6月定期募集(ポイント方式)

9月定期募集(ポイント方式)・12月定期募集(抽選方式)

1月特定枠募集(ひとり親・子育て・多子世帯対象)・3月定期募集(抽選方式)

※社会情勢等により、募集内容が変更となる場合もございます。

1. ご存じですか(お申込みの前に必ずお読みください)

◆市営住宅は、市民の財産です。

「住まい」に困っている仙台市民の生活基盤として建設されています。

◆安い家賃の市営住宅には、収入が少なく、住宅の確保に本当に困っている市民や仙台市内に勤務先のある方が申込みできます。

◆市営住宅で暮らすには入居される方全員の収入を毎年報告していただく必要があります。

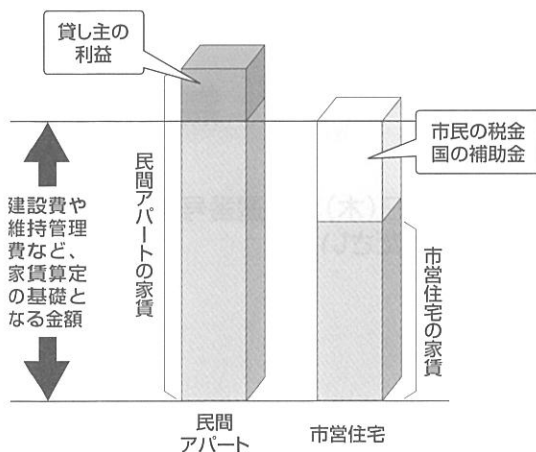


図 市営住宅の家賃の仕組み

市営住宅には市税などが使われ、入居者の家賃が安くできる仕組みになっています。家賃は入居された方の収入に応じて算定されるため、入居後も毎年6月に世帯全員の収入を報告していただきます。

市税を滞納している方は原則市営住宅へ入居できません!

(仙台市では市税を滞納している方への行政サービスを一部制限しております)

◆ペット飼育が可能な住宅以外はペットの飼育はできません。(敷地内、共用部での餌付けや一時預かりもできません。)[身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)を除きます。]

◆今回募集している住宅には、すべてお風呂(浴槽・風呂釜)がついています。

次のような点にもご注意ください。

◆市営住宅は新築のような状態ではありません。

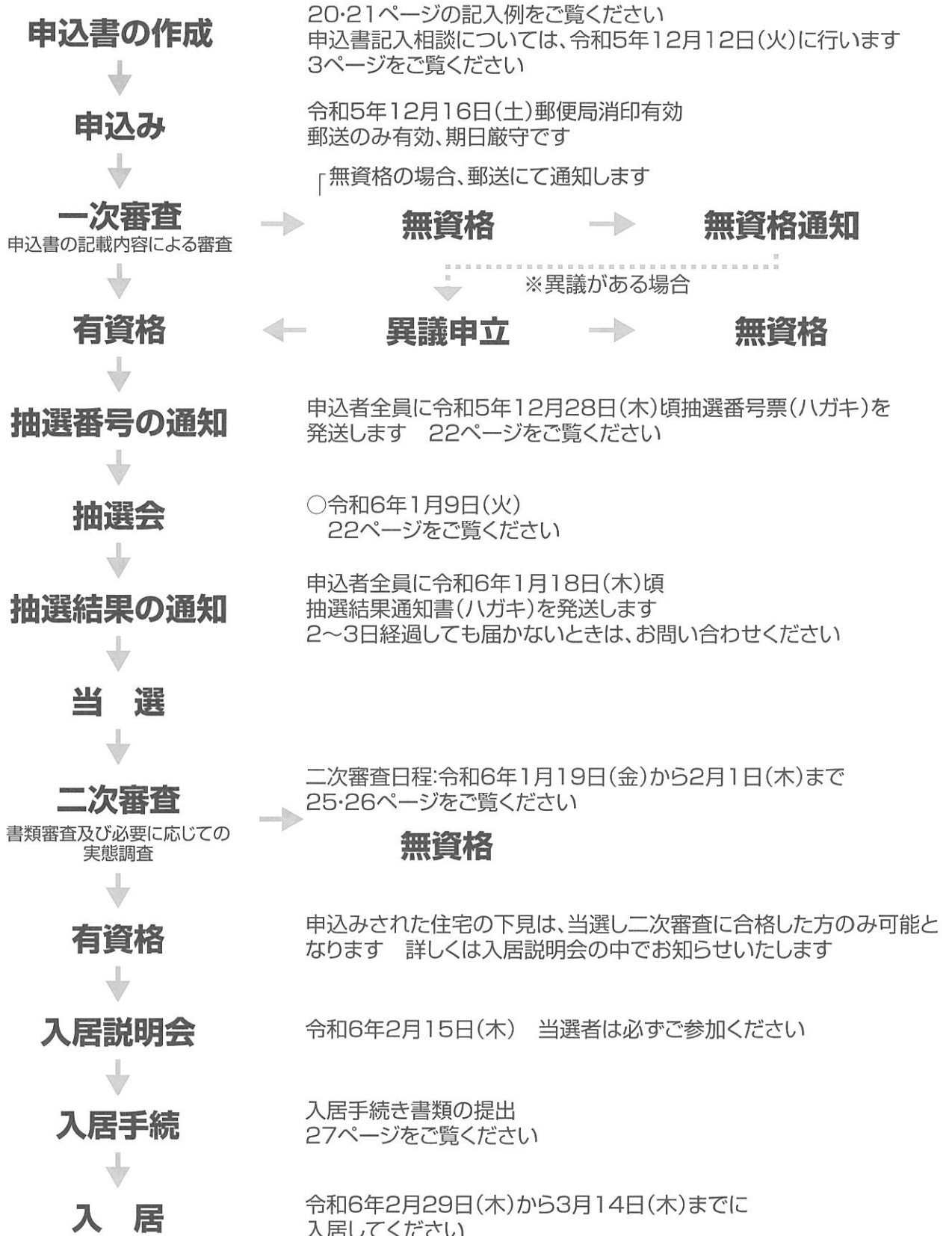
募集する住宅は、新築を除き、前の入居者が返還した住宅を日常生活に支障のない程度に修繕して入居していただくものです。

◆駐車場の数には限りがあります。(駐車場は有料です)

駐車場が少ない団地やない団地もあります。(29ページの有料駐車場設置団地を参照) 団地内の駐車場に空きがない場合は、ご自身で周辺の民間駐車場を契約してください。駐車場以外への迷惑駐車は、絶対にしないでください。

2. 申込みから入居までの流れ

●ただし、社会情勢により、抽選会や入居説明会等の開催内容が変更になる場合もあります。



3. 申込書記入相談窓口の開設

申込書の記入方法、申込資格等で不明な点がございましたらご利用ください。相談には、給与や年金など収入を証明する書類、その他必要な書類を必ずご持参ください。期間中は混雑が予想されますので、ご了承ください。

※所得計算等の電話によるお問い合わせは、内容が食い違うことがありますのでお断りしています。

※駐車場はご用意できません。公共の交通機関をご利用ください。

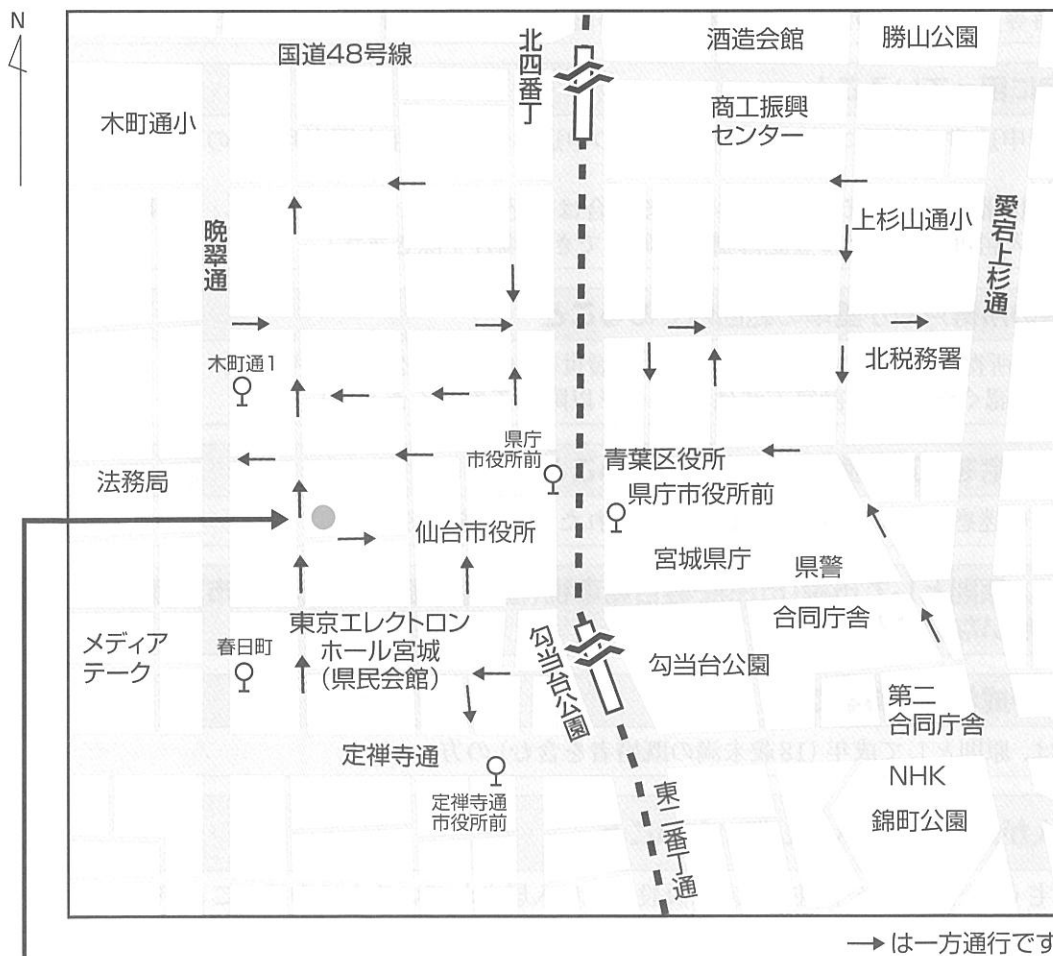
次のような相談はお断りします

- 申込資格がないのに申込みをしたい。
- 抽選なしで入居させてほしい。
- 事前に住宅の下見をさせてほしい。

日 時	場 所
令和5年12月12日(火) 午前9時～午前11時 午後2時～午後4時	仙台市役所国分町分庁舎 仙台市青葉区国分町三丁目10番10号 1階第一会議室

※申込書の住所・氏名・家族名等記入できる箇所はすべて記入の上、ご相談ください。

案内図



仙台市役所国分町分庁舎

※記入相談窓口12月12日(火)は、1階第一会議室で行います。
 ※仙台市建設公社 募集課は2階です。

4. 申込資格

申込みされる方は次の1～8のすべての資格を満たすことが必要です。

＜申込締切日の状態が申込資格の判断の基準となります＞

★福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方、子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者の方は条件が異なりますので、6・7ページをご確認ください。

※被災市街地復興特別措置法第21条に記載される公共事業の実施に伴い移転が必要となった方についても一部資格が緩和されますので、お問い合わせください。

1 申込者本人が仙台市内に居住しているか、または勤務地が仙台市内であること

- 申込締切日現在の居住地は住民票、勤務地は勤務先証明書により確認できること。
- 原則として、夫婦を分割した申込みはできません。(5ページをご覧ください)
ただし、配偶者等からの暴力被害者または、犯罪被害者等は、分割して申込みことができます。
- ※「配偶者等からの暴力被害者」とは…
配偶者暴力相談支援センターまたは婦人保護施設もしくは母子生活支援施設の保護終了した日から5年以内の被害者と、配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出された日から5年以内の被害者及び婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている被害者(なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」による確認がされている者も同様に取り扱います)のことです。
- ※「犯罪被害者等」とは…国の定める「犯罪被害者等基本法」に規定されている方のことです。

2 現在、住宅に困っていること

- 市営住宅入居申込書の裏面に列記した市営住宅の申込みの理由(住宅困窮理由)のいずれかに当てはまること。
- 入居する方の世帯の中に持家を所有・共有する場合は申込みできません。(ただし、売却等により処分したことが入居可能日までに登記簿謄本で確認できる場合を除きます)

3 申込み世帯の所得月額が基準の範囲内であること

- 一般階層世帯(所得月額158,000円以下)、裁量階層世帯(所得月額214,000円以下)
(10ページを確認ください)(計算方法は13ページ以降をご参照ください)

4 過去に市営住宅を不正に使用したことがないこと

- 家賃等の未納や迷惑行為により、明渡しを求められた方などを含みます。

5 世帯の中に、原則として市税(市民税・軽自動車税(種別割)・固定資産税・都市計画税)を滞納している人がいないこと

6 申込者本人が成年者であること

- 申込者本人は、原則として成年(18歳未満の既婚者を含む)の方。

7 申込者本人が公営住宅に入居していないこと

- ※ UR賃貸住宅(旧公団)・県公社住宅・応急仮設住宅に入居されている方は申込みことができます。
- ※ 配偶者等からの暴力被害者または、犯罪被害者等の方は申込みことができます。
- ※ 公営住宅に入居している同居者が、その世帯から分離して申込み場合等は除きます。

8 暴力団員でないこと(同居予定者を含みます)

単身で申込みされる方

次の(1)～(12)のいずれかに該当する方です。＜申込締切日の状態が申込資格の判断の基準となります＞

- (1) 60歳以上の方
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級までに該当する程度の方
(市町村長等より障害者・特別障害者控除対象者として認定を受けたことを証明できる方)
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級から3級までに該当する程度の方
- (4) 療育手帳の交付を受けている障害の程度が「A」又は「B」に相当する程度の方
- (5) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって、政令で定めるものにより、障害福祉サービス受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けている方、または交付を受ける程度の方
- (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
- (8) 生活保護法による被保護者の方又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付を含む)を受けている方
- (9) 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方
- (11) 配偶者等からの暴力被害者の方
- (12) 犯罪被害者等の方

★身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方で、常時の介護を受けることができない方は、申込みできません。

2人以上居住で申込みされる方

現在、同居している親族または同居を予定している親族がいる方です。

★婚姻の予約者と申込みことができますが、申込締切日から6ヵ月以内または入居可能日から3ヵ月以内に婚姻届を提出できる方に限ります。

申込締切日において婚姻の予約者以外の方と婚姻状態(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)にある方は申込みできません。

当選した際には、婚姻届を提出後に戸籍の全部事項証明を提出していただきます。さらに申込者本人が、未成年の場合は保護者の同意書が必要です。

★婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者と申込みことができます。

(ただし、双方に戸籍上の配偶者がなく、かつ住民票に「未届の妻・夫(統柄の記載が「同居人」は不可。)」と記載されている場合に限ります。当選した際には、入居者全員の住民票及び戸籍の全部事項証明を提出していただきます。)

●夫婦を分割した世帯で申込み場合には、申込締切日現在において①～③のいずれかの要件を満たしていなければ失格となります。ただし、配偶者等からの暴力被害者を除きます。

- ① 戸籍上で離婚を確認できること
- ② 離婚調停中であることを裁判所が発行する事件係属証明書で証明できること(当事者間の離婚協議は含まない)
- ③ 住民票によって1年以上の別居が確認できること及び復縁の意思がないことを確認できること

●「配偶者等からの暴力被害者」に該当する場合の証明として、当選した際には配偶者暴力相談支援センターの保護証明書、婦人保護施設入退所証明書、母子生活支援施設の入退所証明書、裁判所の保護命令決定書の写し、婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」のいずれかを提出していただきます。(警察の証明は含みません)

●「犯罪被害者等の方」に該当する場合は、犯罪により従前の住居に居住することが困難となったことが明らかで、かつ

- ① 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった場合
- ② 現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった場合

であり、当選した際には、聞き取り及び警察等への照会の同意書を提出していただきます。

※いずれも、申込資格の1を満たしていることが条件となります。

5. 申込資格緩和要件

福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方へ

福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方は、市営住宅への申込資格が緩和されます。

主な緩和内容

- 収入状況に関わらず申込みことができます。
申込み世帯の所得月額が基準の範囲内でも申込みことができます。
- 単身で申込みことができます。
単身入居可能住宅に限ります。(世帯を分けて申込みできません)
- 仙台市内に居住していなくても、または勤務地が仙台市内でも申込みことができます。

対象者

- 申込日時点において原子力災害に関する避難指示の対象となっている区域(不明な場合は、各自治体にお問い合わせ下さい。)に、平成23年3月11日の時点で居住されていた方

必要な書類

- 被災時に避難指示を受けている区域に居住されていたことを証する書類
住民票、戸籍の附票、被災証明書等

「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の方へ

「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の方は、市営住宅への申込資格が緩和されます。

緩和内容

4ページにおける共通の「申込資格1」及び「申込資格2」がなくなります。また、「申込資格3」も一部緩和されます。内容は次のとおりです。

- 仙台市に住所または勤務場所がなくても申込むことができます。
市営住宅は本来、仙台市内に居住しているか、または勤務地が仙台市内であることが条件ですが、居住しておらず、勤務地が仙台市内になくても申込むことができます。
- 持家があっても申込むことができます。
市営住宅は本来、持家がないことが応募の条件ですが、持家があった場合でも申込むことができます。
- 収入要件の一部が緩和されます。
市営住宅は本来、世帯全員の合計所得が月額15万8千円以下であることが条件ですが、母子避難等分離避難に限り、世帯全員の合計所得の2分の1の金額を合計所得額とみなします。

対象者

平成23年3月11日時点で、「子ども・被災者支援法」に規定される「支援対象地域」（不明な場合は、各自治体にお問い合わせ下さい。）に居住していた方

必要な書類

- 支援対象地域内市町村が発行する「居住実績証明書」

△注意

- ※4・5ページにおいて本来の申込資格を満たす方は、本記載事項に関係なく申込みできます。
- ※申込資格緩和要件に該当する方も仙台市営住宅への入居は、応募多数の場合抽選となります。
- ※仙台市営住宅は、家賃、共益費、駐車場使用料が発生します。
- ※申込資格要件が緩和される方でも高額所得者に該当する方が入居した場合、入居から5年以上経過した時点で、高額所得認定され住宅を明渡していただくこととなります。

6. ペットと一緒に入居可能な住宅について

1. 申込資格（ペットと一緒に入居が可能な住宅へ申込みができる方）

市営住宅の申込資格を満たし、かつ申込締切日において、現在居住している住宅でペットを飼育している世帯が申込みことができます。

※申込締切日後に飼育開始される方は対象ではありません。

2. 申込みできる住宅

「仙台市営住宅募集住宅一覧表（令和5年12月募集）」の＜ペットと一緒に入居可能な住宅＞に記載している住宅に申込みことができます。

※ペットと一緒に入居を希望される世帯は、ペットが飼育できない市営住宅には申込みできません。

3. 対象となるペット

動物の種別等は規定しませんが、室内で飼育可能な大きさ、数とし、近隣への騒音や悪臭などにより迷惑をかけないことが条件となります。

また、法令（動物の愛護及び管理に関する法律など）で個人での飼育が禁止されている動物や、法令上の管理（狂犬病予防など）がされていない動物は、飼育できません。

※犬の場合は「鑑札」の年度及びナンバーと「狂犬病予防注射済票」の年度及びナンバーを確認します。当選してもこの確認ができない場合は、失格となる場合があります。

※許可が必要な動物の場合は許可証を確認します。当選しても確認ができない場合は、失格となるケースがあります。

4. 申込みにあたっての注意事項

- (1) ペットと一緒に入居可能な住宅は、前の入居者がペットを飼育していた住宅です。室内の修繕等は行ってありますが、においや傷等が残っている場合もありますので、あらかじめご了承の上お申込みください。
- (2) ペットと一緒に入居可能な住宅は、犬・猫をはじめ様々な種類のペットの飼育が想定されます。ペットの特性によっては他の入居者・他のペットとの共存が難しい場合もあるかもしれませんので、ご自身のペットのみならず、近隣で飼育しているペットへも十分配慮してください。
- (3) 動物に関する関係法令を遵守するとともに、**居住する住宅の飼い主で結成する「飼い主の会」に必ず加入し、「飼い主の会」で定めるルールを遵守してください。**
- (4) 飼い主の主な遵守事項は次のとおりです。
 - ① 動物は、自己の居室で飼育すること
 - ② 自己の居室以外で、動物にえさや水を与えたり、排せつをさせないこと。万一、自己の居室以外で排せつをした場合は、ふん便を必ず持ち帰るとともに、衛生的な後始末を行うこと
 - ③ 動物の異常な鳴き声やふん尿等から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけること
 - ④ 動物は常に清潔に保つとともに、疾病の予防、衛生害虫の発生防止等の健康管理を行うこと
 - ⑤ 犬・猫には、必要な「しつけ」を行うこと
 - ⑥ 犬・猫等には不妊去勢手術等の繁殖制限措置を行うよう努めること
 - ⑦ 動物による汚損、破壊、傷害等が発生した場合は、その責任を負うとともに、誠意を持って解決を図ること
 - ⑧ 地震、火災等の非常災害時には、動物を保護するとともに、動物が他の居住者等に危害を及ぼさないよう留意すること
 - ⑨ 動物が死亡した場合には、適切な取扱いを行うこと
 - ⑩ 自己の居室以外で、動物の毛や羽の手入れ、ケージの清掃等を行わないこと。自己の居室でこれらのことを行う場合は、窓を閉めるなどして毛や羽等の飛散を防止すること
 - ⑪ 犬・猫等を自己の居室から外へ連れ出した時には、常に引き綱で繋ぐ等、人の完全な管理の下に置き、

砂場や芝生等の立入りを禁止された場所に入れないこと

- ⑫廊下、エレベーター等建物の共有部分では、動物は抱きかかえ、またはケージ等に入れ、移動すること
その場合は、周辺の者や同乗者に迷惑のかからないよう十分に配慮すること
- ⑬外出等により長期間居室を不在にする場合は、居室に動物を放置しないこと

(5)資格審査時には「動物飼育届出書兼誓約書」を提出していただきます。

7. 事故住宅について

- 事故住宅とは、居住者の方がみとられずに室内で亡くなられた場合や、火災、自死等の事故があった住戸で、事故発生から一定期間募集を停止していた住宅です。
- 入居されるまでに補修を行い、申込資格や家賃等については、他の市営住宅と変わりません。
- 事故の内容については、募集住宅一覧表に記載されていること以外はお答えできません。
- 入居に際しては、事故に起因する異議を申し立てない旨の誓約書をご提出していただきます。
- 事故があった住宅であることを理由として、他の住宅へ移転することはできませんので、十分ご理解のうえお申込みください。

8. 一般階層世帯と裁量階層世帯の区分

一般階層世帯（所得月額158,000円以下）とは…

※計算方法は13ページ以降をご参照ください。

- 下記の裁量階層世帯に該当しない世帯は、すべて一般階層世帯となります。

裁量階層世帯（所得月額214,000円以下）とは…

※計算方法は13ページ以降をご参照ください。

- 次の①～⑪のいずれかに該当する世帯のことです。所得制限が緩和されます。

申込者または同居者が

- ①身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級までの方
- ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の方
- ③療育手帳の交付を受けているA判定・B判定の方
- ④治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものにより、障害福祉サービス受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けている方、または交付を受ける程度の方
- ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方
- ⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑦海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方
- ⑧ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方
- ⑨小学校就学の始期に達するまでの方

申込者が

- ⑩60歳以上の単身の方
- ⑪60歳以上で、同居者全員が60歳以上、または18歳未満の世帯

9. 申込みについての注意 〔申込みから入居手続きにあたっての書類取得に関する手数料・郵送料などは全て申込者の負担となります。〕

- 申込書に記入されていない方の入居はできません。申込み後の家族の増減変更は、原則として認めません。
- 受付後の申込み内容の変更はできません。
- 申込書の提出（一次審査）の際には、証明書類の提出は必要ありません。
- 申込書および申込み時に添付された書類は、一切お返しできません。
- 申込み後に住所が変わった時は、郵便局への住所変更の手続きをとるとともに、**（公財）仙台市建設公社募集課へお知らせください。**

次のような申込みは無効となります

- (1) 重複して申込んだ場合（申込みは原則として1世帯1通です。同じ人の名前が2通以上の申込書（同居人欄含む、同一住宅でないものを含む）に出てくる場合は、全て無効となります。）
- (2) 申込受付期間外に申込んだ場合
- (3) 申込書に不正の記載や不明な点があった場合
- (4) 指定の申込書以外で申込んだ場合

次のような場合は一次審査で失格となります

- (1) 申込資格要件に欠けている場合
- (2) 単身で申込む方で「単身入居可能住宅」以外に申込んだ場合
- (3) 目的別住宅（31・32ページ参照）に申込む方で、目的別住宅の入居要件を満たしていない場合
- (4) 申込者本人が公営住宅に入居中の場合（子供の結婚等による世帯分離は除きます）
※UR賃貸住宅（旧公団）・県公社住宅・応急仮設住宅に入居している方は申込むことができます。
※配偶者等からの暴力被害者または犯罪被害者等の方は申込むことができます。

次のような場合は二次審査で失格となります

- (1) 申込書において申告した内容が事実と異なる場合（虚偽の申込みをされた場合、証明書類を提出できない場合は、原則として失格となります。）
- (2) 家族を不自然に分割または合併している場合
 夫婦を分割した世帯で申込む場合には、申込締切日現在において①～③のいずれかの要件を満たしていなければ失格となります。ただし、配偶者等からの暴力被害者を除きます。
 ①戸籍上で離婚を確認できること
 ②離婚調停中であることを裁判所が発行する事件係属証明書で証明できること（当事者間の離婚協議は含まない）
 ③住民票によって1年以上の別居が確認できること及び復縁の意思がないことを確認できること
- (3) 申込資格のあることを証明できない場合（一次審査の内容を含む）
（例）住民票の「住民となった日」が申込締切日より後の場合は失格となります。
- (4) 所得証明書、住民票など審査に必要な書類を提出しない場合
- (5) 世帯の中に、市税（市民税・軽自動車税（種別割）・固定資産税・都市計画税）を滞納している人がいる場合
※当選者の中から失格者・辞退者が出たときには、補欠者の中から補欠順位により順次二次審査を行い、入居予定者を決定します。

次のような場合は審査に合格された方でも入居の許可を取消します

- (1) 入居までの間に、申込資格および目的別入居要件のうち1つでも欠けた場合
- (2) 入居のために必要な手続きをしない場合（必要な手続きについては27ページをご覧ください）
- (3) 指定した期間内に申込書に記載された申込世帯全員の入居が住民票によって確認できない場合
- (4) 婚姻の予約者と申込み
 ①申込締切日から6ヵ月以内または入居可能日から3ヵ月以内に婚姻届を提出したことが戸籍の全部事項証明で確認できない場合
 ②申込書に記載した婚姻の予約者とは別の人と婚姻状態にあることが戸籍の全部事項証明で確認された場合
- (5) 入居可能日までに、持家を売却等により処分したことが登記簿謄本等で確認できない場合
- (6) その他、不正な行為によって入居しようとした場合

10. 申込資格の確認 (4・5ページの再確認です)

※基準日は申込締切日です。

※福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方、子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者の方は条件が異なりますので、6・7ページをご確認ください。

※被災市街地復興特別措置法第21条に記載される公共事業の実施に伴い移転が必要となった方についても一部資格が緩和されますので、お問い合わせください。

申込者本人が成人で、
仙台市内に住所または勤務先があります。

いいえ

はい

現在、住宅に困っており、かつ公営住宅(市町村営・
県営住宅、復興公営住宅等)に入居していません。
(持家がある方は、入居可能日までに売却等により登記簿謄本で処分したことを証明できます)

いいえ

公営住宅に入居していますが、賃借人本人ではなく、子供の結婚等による世帯分離です。

いいえ

はい

はい

2人以上の親族での申込みです。(現在同居している親族または同居を予定している親族がいます)

はい

いいえ

家族を不自然に分割(夫婦別々など)または合併した世帯ではありません。

いいえ

5ページの「単身で申込みされる方」の要件に該当します。

いいえ

はい

世帯の中に、一緒に入居しない戸籍上の配偶者がいる人がいます。

はい

戸籍上に配偶者がいます。

はい

離婚を前提としていますが、

- ・離婚調停中で裁判所から事件係属証明書が出ます。
- または、
- ・住民票において1年以上の別居が確認でき、復縁の意思はありません。

いいえ

はい

はい

※配偶者等からの暴力被害者の方、犯罪被害者等の方は、4・5ページを確認してください。

いいえ

いいえ

申込み世帯全員、

- ・過去に市営住宅を不正に使用したことはありません。
- ・市税(市民税・軽自動車税(種別割)・固定資産税・都市計画税)を滞納している人はいません。
- ・暴力団員ではありません。

いいえ

はい

13ページからの世帯の所得計算へ進んでください。

11. 世帯の所得月額の計算対象となる収入

申込む際の収入とは

市営住宅の申込みには、世帯の所得月額が定められた基準内にあることが必要です。(ただし、高齢者世帯等の「裁量階層世帯」については、入居できる基準が緩和されます。→10ページの説明をお読みください) 入居申込みをする場合に対象となる収入は、申込者本人の収入だけではなく一緒に入居しようとする方全員の収入です。

世帯の現在の収入を確認し14ページからの「所得計算の方法」により計算してください。

給与収入	給料・俸給・賃金・賞与等(残業手当・家族手当・皆勤手当等も含む。ただし、通勤手当等の非課税分を除く)の支給された金額。
事業収入等	事業収入・配当収入・不動産収入・個人年金の給付金など。
年金収入	厚生年金・共済年金・国民年金・企業年金等の課税対象となる年金または恩給の支給された金額。ただし、障害年金・遺族年金・寡婦年金等を除く。

※以下の(ア)(イ)(ウ)は所得計算の対象とはなりません。

- (ア) 障害年金・遺族年金・傷病恩給・通勤手当の非課税額・学資金・法定扶養料(仕送り等)・障害保険金・損害賠償金・雇用保険給付金・労働者災害補償保険の保険給付金・生活保護の各扶助費・児童扶養手当・児童手当などの課税対象とならない収入。
- (イ) 募集月の前月までの状況で所得計算をしていただきます。ただし、募集申込締切日までに退職される場合は、収入は「0円」とみなします。募集申込締切日以降に退職の場合は、それまでの収入は所得計算の対象となりますのでご注意ください。
- (ウ) 募集月から採用となる場合、収入は「0円」とみなします。採用予定の勤務先名(会社名)・電話番号・採用年月を記入してください。

12. 世帯の所得月額の計算手順

世帯全員のそれぞれの所得を算出する(14～17ページ)



世帯全員の所得を合計する(19ページ)



世帯全員の控除額を算出する(18ページ)



世帯全員の控除額を合計する(19ページ)



計算式にあてはめてください(19ページ)

13. 所得計算の方法

給与収入の方 ●現在の勤務先(パート・アルバイトを含みます)にいつから勤めていますか?

現在の勤務先に令和4年1月1日以前に就職し、現在まで勤務しているとき

現在の勤務先に令和4年1月2日以後に就職し、現在まで勤務しているとき

●勤務先発行の令和4年分源泉徴収票

① 令和4年分 給与所得の源泉徴収票

令和4年分		給与所得の源泉徴収票									
支払を受ける者	住所又は居所	氏名 (受給者番号) (フリガナ) (役職名)									
	種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額			源泉徴収税額				
控除対象配偶者の有無等	控除の有無	控除の額	扶養親族の数 (配偶者を除く)	障害者控除	寡妻・寡夫控除	勤労者控除	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	損害保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額	源泉徴収税額
	有無	千円	円	人	人	人	円	円	円	円	円
源泉徴収税額		円		円		円		円		円	

円 (1年間の所得)
→19ページの個人別所得へ

●市町村発行の令和4年分の総所得額を記載してある証明書(②③いずれかで確認してください)

② 令和5年度(令和4年分)市・県民税課税証明書

令和5年度(令和4年分)市・県民税課税証明書	
住所	氏名
【所得の内訳】	【所得控除の内訳】
給与収入金額 (円)	雑損控除額 (円)
給与所得金額 (円)	医療費控除額 (円)
公的年金等収入金額 (円)	社会保険料控除額 (円)
公的年金等に係る所得金額 (円)	小規模企業共済等掛金控除額 (円)
*** ** (円)	生命保険料控除額 (円)
*** ** (円)	地震保険料控除額 (円)

円 (1年間の所得)
→19ページの個人別所得へ

③ 令和5年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知

令和5年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)					
所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	所得金額①	課税標準	総所得③ 分離短期譲渡 分離長期譲渡 山林所得 株式等の譲渡 先物取引
所得控除	雑損控除 医療費控除 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎	所得控除合計②	所得控除合計②	課税標準

円 (1年間の所得)
→19ページの個人別所得へ

給与収入の方

●勤務先発行の給与等支払証明書

給与等支払証明書 (給与・その他)

住 所 _____
氏 名 _____

1.採用年月日	令 和 年 月 日				
2.扶養親族	控除対象配偶者 有・無 (いずれかを○印でかこむ) その他扶養親族数 _____ 名				
3.支払対象月 賞金締切等	年 月 ~ 年 月 分 日 締 当・翌月 (いずれかを○印でかこむ) 日 払				
4.支払金額 ※通勤手当等の非課税額は記入しないでください。 ※金額のなかで1ヶ月分に満たない月は除いて計算してください。					
支払年月	基本給	手当	手当	手当	計
	円	円	円	円	円

合 計					

5.賞与					
年 月	金 額				
	円				
	円	賞与合計 *****円			

上記のとおりであることを証明します。
令和 年 月 日
所在地 名 称 _____
代表者氏名 _____ (代表印)

(あて先) 仙台市長

この用紙は当選した申込者に
郵送します

計算での注意

- ・金額のなかで1ヶ月分に満たない月は除いて計算してください。
- ・通勤手当等の非課税分は計算にいれませんが、給与と所得と年金所得等の雑所得が両方ある方は、給与と所得に下記の所得金額調整控除が適用されます。
給与と所得額(最大10万円)+公的年金等の雑所得額(最大10万円)-10万円

令和5年11月が
最後の月になります

$$\text{円} \div \text{カ月} \times 12\text{カ月} + \text{円} \rightarrow \text{円}$$
 (年間給与収入金額)

記入してある月数です (1円未満切捨て) (賞与)

次に年間給与収入金額から
年間所得金額を
計算します。

給与収入から所得金額を計算する方法

年間給与収入金額	給与と所得金額の算出式	
551,000円未満	=0円	
551,000円以上～ 1,619,000円未満	=年間給与収入金額-550,000円	
1,619,000円以上～ 1,620,000円未満	=1,069,000円	
1,620,000円以上～ 1,622,000円未満	=1,070,000円	
1,622,000円以上～ 1,624,000円未満	=1,072,000円	
1,624,000円以上～ 1,628,000円未満	=1,074,000円	
1,628,000円以上～ 1,800,000円未満	年間給与収入金額を4で割り、その答えの1,000円未満を切り捨てた金額を右のAに当てはめてください。	
1,800,000円以上～ 3,600,000円未満		=A×2.8-80,000円
3,600,000円以上～ 6,600,000円未満		=A×3.2-440,000円
6,600,000円以上～ 8,500,000円未満	=年間給与収入金額×0.9-1,100,000円	

↓

円

↳ 19ページの個人別所得へ

事業収入の方 ●現在の事業をいつから始めましたか？

令和4年1月1日以前から事業を始めたとき

令和4年1月2日以後に事業を始めたとき

●市町村発行の令和4年分の総所得額を記載してある証明書
令和5年度(令和4年分)市・県民税課税証明書

令和5年度(令和4年分)市・県民税課税証明書

住所
氏名

【所得の内訳】		【所得控除の内訳】	
(給与収入金額)	(*****円)	雑損控除額	円
給与所得金額	円	医療費控除額	円
(公的年金等収入金額)	(円)	社会保険料控除額	円
公的年金等に係る所得金額	円	小規模企業共済等掛金控除額	円
営業等所得	(*****円)	生命保険料控除額	円
*****円	円	地震保険料控除額	円

円
(1年間の所得)
↳19ページの個人別所得へ

●収支明細書

☆収支明細書は、募集月の前月までの12ヵ月間(12ヵ月にならないときは今の仕事を始めてから募集月の前月までの期間)について自分で記入します。

ここに注意

- ・実績の金額ですから1円の単位まで正確に記入してください。
- ・認められる支出の項目は、確定申告において税法上必要経費として認められるものに限ります。
- ・明細書の内容について、書類を確認する場合があります。

計算での注意

- ・金額のなかで、1ヵ月分に満たない月は除いて計算してください。
- ・事業を開始した日が最近で、まだ1ヵ月分に満たない場合は0円として計算してください。
- ・1年間の所得で1円未満は切捨ててください。

この用紙は当選した申込者に郵送します

収支明細書(事業所得者用)

1. 事業及び事業内容	
2. 事業所の所在地	
3. 事業開始年月日	令和 年 月 日

(月別収支内訳)

月	収入		支出				引当金	差引純利益(イーロ)
	計(円)	円	円	円	円	円		
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
合計								*****

上記のとおり相違ありません。
令和 年 月 日

記入してある月数です

円 ÷ 月 × 12ヵ月 → 円 (1年間の所得)
(1円未満切捨て) 19ページの個人別所得へ

年金収入の方

①障害の名称のつく次の年金 障害基礎年金・障害厚生年金・障害年金・障害共済年金	非課税のため算定の対象にはなりません
②遺族の名称がつく次の年金 遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族年金・遺族共済年金	
③そのほか次のような年金 寡婦年金	

国民年金、厚生年金、共済年金、恩給を支給されている方

●いつから支給されていますか？

令和4年1月1日以前から支給されている方

令和4年1月2日以後から支給されている方

●公的年金等の源泉徴収票

2か月に1度の支給金額×6

令和4年分 公的年金等の源泉徴収票

住所又は 支払を 受ける 氏名	住所又は 氏名	
種別	支払金額	源泉徴収税額
年金	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
扶養親族の数 特定 老人 その他	障害者の数 (本人以外)	社会保険料の金額 (介護保険料額)
〇 〇 〇	〇	〇〇〇〇〇〇〇〇

受給者の年齢	この年中の公的年金等の収入金額(A)	年金所得金額に直す計算式
年齢65歳以上の方	1,100,000円以下	=0円
	1,100,001円以上～3,300,000円未満	= (A) - 1,100,000円
	3,300,000円以上～4,100,000円未満	= (A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	= (A) × 0.85 - 685,000円
年齢65歳未満の方	600,000円以下	=0円
	600,001円以上～1,300,000円未満	= (A) - 600,000円
	1,300,000円以上～4,100,000円未満	= (A) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	= (A) × 0.85 - 685,000円

※源泉徴収票を使用される方は右の計算式で計算してください。
 ※2種類以上の年金を支給されている方は、それぞれの支払金額を合計して、右の計算式で計算してください。

(1年間の所得)
 円
 ↓
 19ページの個人別所得へ

14. 所得から控除する金額

【今まで計算してきた所得から差し引く金額です。】

【公営住宅法施行令を適用しています。】

【同居親族控除、特定扶養親族を除き、原則として所得税法上認定された人が対象となります。】

控除の種類		どんな人があてはまるか？	控除する金額
一般控除	同居親族	申込者本人以外の人で、市営住宅と一緒に入居する人 (婚姻の予約者、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む) (出産予定の子は含みません)	1人あたり 38万円 × 人 = 万円
	別居扶養親族	市営住宅には一緒に入居しないが、所得税法上扶養親族になっている人 (仕送りや生活費を渡しているだけでは、扶養親族にはなりません)	1人あたり 38万円 × 人 = 万円
特別控除	老人扶養親族 老人控除対象配偶者	所得税法上老人扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の人	1人あたり 10万円 × 人 = 万円
	特定扶養親族	配偶者を除く16歳以上23歳未満の人で、扶養親族になっている人	1人あたり 25万円 × 人 = 万円
	障害者	①身体障害者手帳の3級から6級までに該当する程度の人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ②療育手帳Bに相当する程度の人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ③精神障害者保健福祉手帳2・3級に該当する程度の人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ④市町村長より障害者控除対象者として認定を受けている人 ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている人	1人あたり 27万円 × 人 = 万円
	特別障害者	①身体障害者手帳の1級または2級に該当する程度の人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ②療育手帳Aに相当する程度の人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ③精神障害者保健福祉手帳1級に該当する程度の人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ④市町村長より特別障害者控除対象者として認定を受けている人 ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3項症の人 ⑥原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人	1人あたり 40万円 × 人 = 万円
	ひとり親	申込者本人又は同居親族で次の①～④すべてに該当する人 ①現に婚姻をしていない人、または配偶者の生死が不明である人 ②事実上婚姻関係と同様の事情(事実婚等)にあると認められる一定の者がいない人 ③生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされている子・年間所得見積額が48万円を超えている子は除く)がある人 ④年間の合計所得金額が500万円以下である人	35万円 × 人 = 万円 ※下記の(注意)②参照
	寡婦	申込者本人又は同居親族で次の①又は②に該当する人のうち、上記「ひとり親」に該当しない人。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情(事実婚等)にあると認められる一定の者がいる場合を除く ①夫と離婚してから婚姻していない人で、扶養親族を有し、年間の合計所得額が500万円以下の人 ②夫と死別してから婚姻をしていない人、または夫の生死が不明である人で、年間の合計所得額が500万円以下の人。(この場合は、扶養親族などがなくても「寡婦」とされる)	27万円 × 人 = 万円 ※下記の(注意)③参照
その他控除	給与所得者 公的年金等所得者	申込者本人又は同居家族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得(「所得等」という。)を有する人	10万円 × 人 = 万円 (その者の所得等の金額が10万円未満である場合はその金額)
合計控除金額			万円

(注意) ①ひとり親・寡婦の控除は、入居時に再婚等により控除条件からはずれる場合は適用しません。

入居者の出生・死亡などは、申込締切日現在の状況によります。

②ひとり親控除は、所得金額からその他控除の金額を控除した残額が35万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

③寡婦控除は、所得金額からその他控除の金額を控除した残額が27万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

④今後、国の制度の見直しに伴い、所得月額の区分・控除の内容等が変更になることがあります。

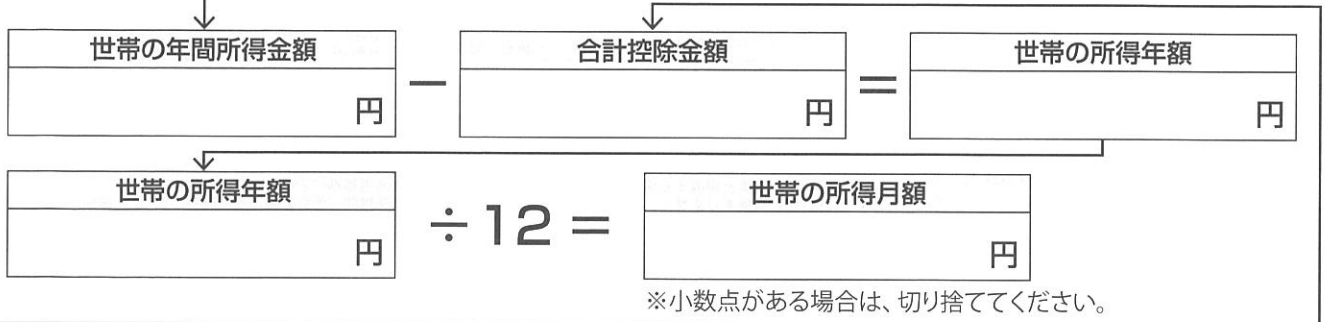
15. 世帯の所得月額の算出

〈個人別所得〉※収入ではなく所得を記入します。

申込者本人の所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円

所得の調べ方

- ・給与収入の方:現在の勤務先に令和4年1月1日以前から就職→14ページ参照
(パート・アルバイト含む) 現在の勤務先に令和4年1月2日以後に就職→15ページ参照
- ・事業収入の方:16ページ参照
- ・年金収入の方:17ページ参照



16. 家賃

家賃は、世帯の所得月額にしたがって、下記ようになります。

計算で求めた世帯の所得月額	家賃（定期募集住宅一覧表の予定家賃欄にあてはめてください）
0円～104,000円	予定家賃①になります。
104,001円～123,000円	予定家賃②になります。
123,001円～139,000円	予定家賃③になります。
139,001円～158,000円	予定家賃④になります。
158,001円以上	申込みができません。（裁量階層世帯は除く）

※世帯の所得月額が158,000円を超える場合は、申込みができません。

ただし、裁量階層に該当する世帯は、世帯の所得月額が214,000円まで申込みできます。

【裁量階層世帯の所得月額】（※所得月額158,000円までは上記と同じ）

計算で求めた世帯の所得月額	家賃（定期募集住宅一覧表の予定家賃欄にあてはめてください）
158,001円～186,000円	予定家賃⑤になります。
186,001円～214,000円	予定家賃⑥になります。
214,001円以上	申込みができません。

※裁量階層に該当する世帯は10ページをご覧ください。

17. 申込書の書きかた (記入例)

- 申込書には、事実を正確に記入してください。
- ペンまたはボールペン(黒か青色インク)で記入してください。
- 訂正した場合は、必ず訂正箇所には訂正印を押してください。
- 赤枠の中のみ必ず記入してください。

課税所得は必ず記入してください。所得が2種類以上ある人はそれぞれ記入してください。必ず「入居募集のご案内(14~17ページ)」を使って計算した金額を記入してください。

所得がない場合は0を記入してください。

申込者の電話番号を記入してください。

対象の方は○で囲んでください。

定期募集住宅一覧表の住宅名・構造タイプを必ず明記してください。

・氏名はかい書ではっきりと記入し、フリガナも忘れないようにしてください。
・住所は住民登録をしている住所を記入してください。

採用または退職の年月を記入してください。詳しくは「入居募集のご案内(13ページ)」をご覧ください。

確実にいっしょに入居する人の名前を記入してください。申込後の変更は認められません。

障害者手帳の交付を受けている方は記入してください。

申込者からみた続柄を記入してください。

年齢は申込締切日現在の満年齢を記入します。

申込者の住所とハガキの送付先が異なる場合はハガキと同じ住所をご記入ください。

※赤枠の中のみ記入してください。※黒も記入してください。※申込書は、ペンまたはボールペン(黒か青色インク)で、かい書で記入してください。消せるペン等は使用しないでください。

区分	一般 生活保護 外国人	留学生 外国人	子育て 配偶者等からの要介護者	ひとり親 引揚者	多子 犯罪被害者等	高齢者 障害者 被爆者・ハンセン病 療養所入所者	多落選 一般 裁量	受付番号			
市営住宅の入居申込で知り得た個人情報を取り扱うに当たっては、入居資格審査及び市営住宅の管理運営の目的以外に使用することはありません。											
仙台市営住宅入居申込書 (令和5年12月定期募集)											
(あて先) 仙台市長 令和 年 月 日											
市営住宅に入居したいので、次のとおり申込みます。なお、この申込書(裏面を含みます)の記載内容が事実と相違する場合及び二次審査において資格または所得基準に合わない場合は失格とされても異議ありません。また、私の入居者資格について、関係機関に照会することを同意します。私及び入居する親族は暴力団員ではありません。											
申込住宅	申込住宅名	構造	タイプ	電話番号(申込者)							
	国分第一高齢市営住宅	中層	3DK	自宅×××(△△△)×××× 携帯×××(△△△)××××							
ペットと一緒に入居を希望される方は、下記にペットの種類と頭数を記入してください。(にりが強弱は関係ありません)											
飼育するペット	犬・猫		頭	その他() 頭							
※必ず「募集住宅一覧表」で該当住宅を確認してください。											
・住所(住民登録をしている住所を記入してください。配偶者等からの暴力被害者の方は生活の実態のある所)。 ・生活保護を受給している方は、下記の「生活保護」を○で囲んでください。								控除の種類 (○で囲んでください)			
申込者	フリガナ	セ:ダイ タロウ	以前の勤務先名	年月退職	給与	2634.900	親族	老扶	特扶	寡婦	ひとり親
	氏名	仙台太郎									
	続柄(本人)	生年月日	明大昭平	54年 8月 1日	44歳	生活保護	年金	身体障害	判定	療育手帳	級
住所	〒000-0000 仙台市青葉区青葉町 〇丁目 〇番 〇号 青葉テニート102号室										
勤務先住所	〒000-0000 仙台市青葉区木町通 〇丁目 〇番 〇号										
申込者の他に同居する親族(婚姻の予約者を含む)	フリガナ	セ:ダイ ハナコ	以前の勤務先名	年月退職	給与	0	親族	老扶	特扶	寡婦	ひとり親
	氏名	仙台花子									
	続柄(妻)	生年月日	明大昭平	55年 2月 10日	43歳	生活保護	年金	身体障害	判定	療育手帳	級
住所	〒000-0000 同上										
同居する人	フリガナ	セ:ダイ イチロウ	以前の勤務先名	年月退職	給与		親族	老扶	特扶	寡婦	ひとり親
	氏名	仙台一郎									
	続柄(長男)	生年月日	明大昭平	20年 5月 5日	15歳	生活保護	年金	身体障害	判定	療育手帳	級
住所	〒000-0000 同上										
同居する人	フリガナ	セ:ダイ コジロウ	以前の勤務先名	年月退職	給与		親族	老扶	特扶	寡婦	ひとり親
	氏名	仙台小次郎									
	続柄(父)	生年月日	明大昭平	23年 11月 10日	75歳	生活保護	年金	身体障害	判定	療育手帳	級
住所	〒000-0000 同上										
入居しない扶養親族 続柄() 氏名 生年月日 年 月 日 住所 〒											
希望郵送先 〒000-0000											
※「仙台市営住宅入居募集のご案内」の14~19ページを参照し、計算してください。											
あなたの世帯の所得月額 107,866 円											

生活保護受給者の方は、○で囲んでください。

税法上認められている控除の種類で当てはまるものを○で囲んでください。

郵便はがき

〒980-0803 仙台市青葉区青葉町0丁目番地4号
 青葉アパート 102号室
 氏名 仙台 太郎 様

令和5年12月募集 抽選番号票

抽選番号

申込住宅名 仙台第一高層分 市営住宅 中層 3DK
 入居する人数 4名 受付区分 一般・優遇
 多数回落選者 世帯

〒980-0803 仙台市青葉区田分町三丁目10-10
 (公財)仙台市建設公社 住宅部 募集課
 電話 022-214-3604 FAX 022-214-8592

郵便はがき

〒980-0803 仙台市青葉区青葉町0丁目番地4号
 青葉アパート 102号室
 氏名 仙台 太郎 様

令和5年12月募集 抽選番号票

抽選番号

申込住宅名 田分第一高層分 市営住宅 中層 3DK
 (申込区分: 一般・優遇)

〒980-0803 仙台市青葉区田分町三丁目10-10
 (公財)仙台市建設公社 住宅部 募集課
 電話 022-214-3604 FAX 022-214-8592

対象期間	申込んだ住宅名
令和4年12月募集	高砂(南) 市営住宅
令和5年1月募集 (ひとり親子子育て多子世帯)	市営住宅
令和5年3月募集	高砂(南) 市営住宅
令和5年5月募集 (ひとり親子子育て多子世帯)	市営住宅
令和5年6月募集	高砂(南) 市営住宅
令和5年9月募集	市営住宅

記入しなかった場合は該当しません。
 上記の期間以外の期間は対象とはなりません。

・氏名はかい書ではっきりと記入してください。
 ・住所は今住んでいるアパート名・部屋番号まで記入してください。

定期募集住宅一覧表の住宅名・構造・タイプを記入してください。

入居する家族数(申込者本人を含む)を記入してください。

63円切手を必ず貼ってください。

入居申込み理由

1 市営住宅の申込みの理由(住宅困窮理由)は何ですか。(複数回答可)
 あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

- 他の世帯との同居により著しく生活上の不便をきたしている。
- 同居を必然とする親族(夫婦及び未成年の子)と別居している。
- 遠距離通勤をしている。
- 収入と比べて、著しく高額な家賃を支払っている。
- 正当な事由により、家主等から住宅の明渡しを求められているが立ち退き先がない。
- 住宅が狭くなったため。
- その他 ()

2 現在住んでいる住宅の種類はどれですか。
 あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

- 持家 [所有者氏名 () [申込者との続柄 ()]
- 賃貸 [賃借人氏名 仙台 太郎] [申込者との続柄 本人]
- 市町村営・県営住宅・復興公営住宅 [賃借人氏名 () [申込者との続柄 ()]
- その他 ()

3 現在住んでいる住宅の状況をお答えください。
 居室数 2 部屋 (DKを除きます) 広さ 10.5 畳 (洋室も畳に換算してください)
 家賃 50,000 円 (共益費・駐車場代を除きます)

4 申込者又は同居をしようとする方は、以前市営住宅に住んでいたことがありますか。
 あてはまる番号を○で囲んでください。

- 有 ()
- 無 ()

住んでいたことがある方は住宅名と入居期間を記入してください。
 住宅名: 住宅 様 号 入居期間: 年 年から 年 年まで

5 外国籍の方次の質問にお答えください。
 あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

国籍: 留学生(就学生を除きます)ですか 1.はい 2.いいえ

6 入居予定者の中に、下記の項目に該当する方がいらっしゃいますか。
 いらっしゃる場合は番号を○で囲んでください。(あてはまる には、チェック(○)をつけてください)

- 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項まで、または同法別表第1号表の3の第1款の方。
- 原子爆弾被害者に対する保護に関する法律第11条第1項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方。
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(別添4第4条第1項に規定する支援給付を含む))を受けている方。
- ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方。
- 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方。
- 申込者本人が配偶者等からの暴力を理由として配偶者暴力相談支援センターまたは婦人保護施設もしくは母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年未満の方並びに裁判所から保護命令を受けている配偶者等から暴力を受けた被害者で当該命令が効力を生じた日から起算して5年未満の方。及び婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申し受受理確認書」による確認がされている方も同様に取り扱う。
- 犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等、同条第1項に規定する犯罪等により従前の住居に居住することが困難になった方。
- 入居しない戸籍上の配偶者がいる方。(離婚調停中で事件係属確認書が出る・住民票上1年以上別居中で復縁の意思はない)
- 現在持家(一戸建・分譲マンション)がある。(共同名義含む)
- 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定める疾病の方。
 疾病名:
 疾病対象の方のお名前:

多数回落選者に該当される方は、対象期間に申込まれた住宅名を記入してください。

あてはまるものの番号を○で囲んでください。

あてはまるものの番号を○で囲んでください。

居室数・広さ・家賃について記入してください。

該当する場合には、チェックボックスにチェックをしてください。

対象の方は、疾病名を記入してください。

暴力団員に関する注意点
 申込者及び同居しようとする方(以下「申込者等」といいます)に、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいいます)が含まれている場合は、入居資格がありません。(申込者等は誰も入居できません)暴力団員が入居していることが明らかになった場合は、居住のいかんを問わず明退去を要し、全員が退去しなければなりません。
 仙台市長は、入居資格のない暴力団員が市営住宅に入居することを防止し、また、暴力団員を含む世帯に明退去請求のため、宮城県警察本部長から意見を聴取することができます。

消印日

18. 入居者の選考

申込受付の締切後、一次審査として、申込資格等を確認後、申込多数の場合は抽選により当選者を決定いたします。当選者については、二次審査を行い入居者を決定します。

申込受付の締切

令和5年12月16日(土) 郵便局消印有効
郵便ポストへの投函時刻によっては翌日の消印になる場合があります。申込期間の最終日は特にご注意ください。

一 次 審 査

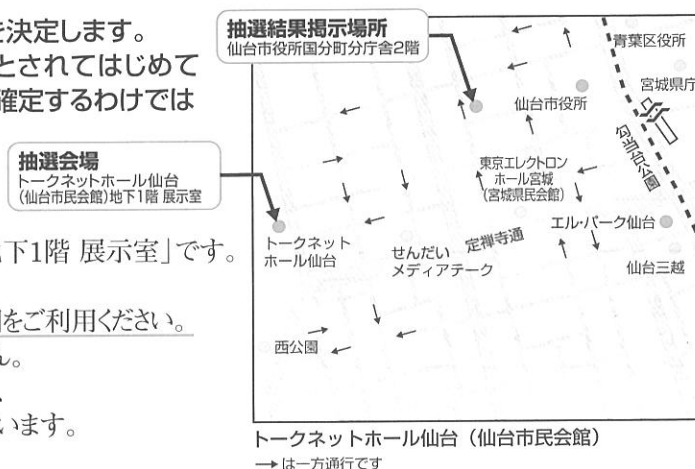
抽 選 番 号 の 通 知

令和5年12月28日(木)頃抽選番号票(ハガキ)を発送します。

抽 選 会

抽選会では、二次審査の対象となる方及び補欠者を決定します。二次審査の対象者となった方は、二次審査で適格とされてはじめて「入居予定者」となります。抽選によって、入居が確定するわけではありませんので、ご注意ください。

抽選会日時は令和6年1月9日(火)です。
午後2時～午後3時30分終了予定
抽選会場は「トークネットホール仙台(仙台市民会館)地下1階 展示室」です。
仙台市青葉区桜ヶ岡公園4-1
※駐車場・駐輪場は用意できません。公共の交通機関をご利用ください。
※抽選会への出席・欠席は抽選結果には関係しません。
※抽選は、住宅・構造・タイプ毎に抽選器を使って行い、
抽選器の操作は(公財)仙台市建設公社職員が行います。



抽 選 結 果 の 通 知

抽選結果はハガキで全員に通知いたします。(令和6年1月18日(木)頃発送)
電話でのお問い合わせは固くお断りします。

※当選者・補欠者の番号及び申込状況は、抽選会終了後から令和6年1月18日(木)頃まで仙台市役所国分町分庁舎2階及び市営住宅管理課(オンワード樫山仙台ビル9階)に掲示いたします。また、抽選会の翌日から(公財)仙台市建設公社のホームページ(<http://www.sendai-kensetsu.or.jp/>)上にも掲載いたします。

※駐車場・駐輪場は用意できません。公共の交通機関をご利用ください。

①当選された方の通知書には二次審査の案内と二次審査に必要な書類を示してありますので、早めに準備してください。

②補欠の方は補欠の順位を通知いたします。入居順番が回りましたら二次審査を行いますので、それまでお待ちください。

※当選者に辞退か失格があれば補欠者に入居の順番が回り、二次審査の案内を送ります。
補欠者としての有効期限は、次の定期募集開始前までとなります。

二 次 審 査

当選された方には申込書の内容について確認するために、住民票や収入についての証明書等を提出していただきます。内容が相違している場合は失格となり入居できません。特に所得計算に誤りがあり、所得月額が基準にあっていないときは失格となりますので注意してください。

※シルバーハウジングの場合、この他に入居生活が適切に行えるか検討するための実態調査があります。

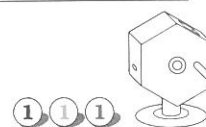
19. 抽選に際しての優遇措置

申込世帯につき抽選玉が1つとなります。
 以下の世帯は抽選の際に優遇措置がとられます。
 【申込締切日の状態が優遇措置の判断基準となります。】

世帯区分	要件
申込者本人が次に該当する世帯	
ひとり親世帯	申込者本人が20歳未満の子を扶養している寡婦または寡夫である方
多子世帯	申込者本人が18歳未満の子3人以上と現に同居している方
高齢者世帯	申込者本人が60歳以上で次のいずれかに該当する方 (ア) 単身者 (イ) 配偶者・18歳未満・60歳以上の民法上の親族のみと同居または同居を予定している方
配偶者等からの暴力被害者世帯	(ア) 申込者本人が配偶者暴力相談支援センターまたは婦人保護施設もしくは母子生活支援施設の保護終了から5年以内の被害者 (イ) 申込者本人が配偶者等に対し裁判所から出された保護命令が効力を生じた日から5年以内の被害者 (ウ) 申込者本人が婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行される被害者(「入居募集のごあんない」5ページ参照)
子育て世帯	申込者本人が小学校就学の始期に達するまでの子と現に同居している方
申込者本人もしくは同居または同居を予定している親族の中で、次のいずれかに該当する方がいる世帯	
優遇対象世帯 心身障害者世帯	(ア) 身体障害者福祉法施行規則別表第5の1級～4級の障害があり、身体障害者手帳の交付を受けている方
	(イ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級～3級の障害がある方
	(ウ) 療育手帳の交付を受けている方のうち、障害の程度が「A」または「B」と記載のある方
	(エ) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものにより、障害福祉サービス受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けている方、または交付を受ける程度の方
戦傷病者世帯	戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方
原爆被爆者世帯	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
引揚者世帯	海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方
ハンセン病療養所入所者世帯	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方
犯罪被害者等世帯	国の定める「犯罪被害者等基本法」第2条第2項に該当する犯罪被害者等の方
申込者本人が次に該当する世帯	
多数回落選者世帯	申込者本人が、過去1年間の募集において、3回以上申込みを行い、抽選の結果いずれも落選または補欠で入居の順番が回らなかった方対象 (詳しくは24ページをご覧ください)

以下のような方法で優遇措置がとられています。

- (1) 優遇対象世帯の方は、同じ番号の抽選玉が2つになります。
- (2) 一般世帯で多数回落選者世帯の方は、同じ番号の抽選玉が2つになります。
- (3) 優遇対象世帯の方で多数回落選者世帯の方は、同じ番号の抽選玉が3つになります。



●シルバーハウジング(目的別住宅)

高齢者の方が自立して生活できるように、住宅内の段差解消や緊急通報システム等の設置と在宅生活を支援する生活援助員(ライフサポートアドバイザー:略称LSA)を配置した住宅です。

65歳以上の方または60歳以上の障害者等の方が申込みできる住宅です。

同居者は60歳以上の方1人に限られます。

要件に該当しなくなった時は明渡していただくこととなります。

※生活援助員は身体介助や家事援助を行うものではありません。そのような援助が必要な方は、別途介護保険等のサービスを利用していただくことになります。

(注)障害の程度について、確認させていただく場合がございます

市営住宅の種類については以上のようなものがありますが、すべてのタイプを募集しているわけではありません。

今回募集している住宅の住戸及び詳しい種類別入居要件については、「仙台市営住宅定期募集住宅一覧表」をご覧ください。

交通手段や立地環境等34ページ以降の市営住宅位置図をご確認の上お申込みください。

MEMO

Lined area for writing a memo.

24. 市営住宅位置図(青葉区)



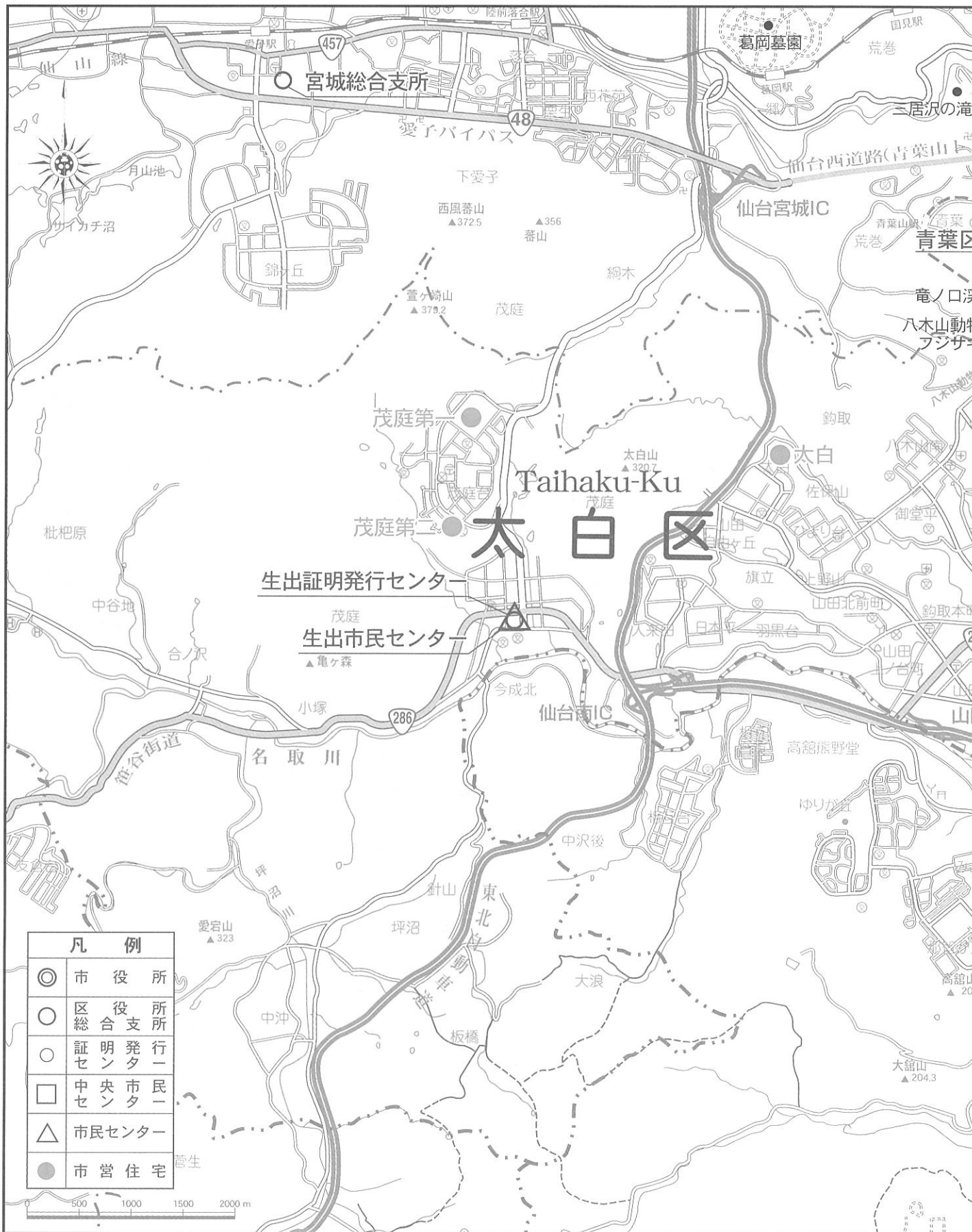


25. 市営住宅位置図(宮城野区)





26. 市営住宅位置図(太白区)





27. 市営住宅位置図(若林区)



28. 市営住宅位置図(泉区)



29. 各市営住宅への交通手段

区	住宅名	所在地	交通機関	乗車場	行き先(方面)	最寄駅・停留所	摘要
青葉区	北六番丁	青葉区柏木二丁目	市バス	仙台駅西口⑬⑭⑮	東北大学病院を経由する全ての行き先 高松・安養寺二丁目、台原駅(幸町一丁目経由除く)	厚生病院前	徒歩 7分
	小松島	青葉区高松三丁目	市バス	仙台駅前(仙台口フロア前)⑳、台原駅③	高松・県庁市役所経由安養寺二丁目・仙台駅	高松二丁目	徒歩 1分
	小松島第二	青葉区小松島四丁目	市バス	仙台駅前(仙台口フロア前)㉑	宮町を経由する既想の松・台原駅・旭ヶ丘駅・仙台駅	東北医科薬科大・東北高校前 小松島四丁目	徒歩 1分
	川平	青葉区川平三丁目・五丁目	市バス	旭ヶ丘駅①	川平団地經由長命ヶ丘	川平市営住宅前	徒歩 3分
	上原	青葉区愛子中央三丁目	市バス J R	仙台駅西口⑭ 仙山線仙台駅	南宮成、聖和短大、青陵校 白沢車庫、熊ヶ根関・定義、作並温泉 愛子、作並、山形	愛子駅前 愛子駅	徒歩 15分 徒歩 10分
	豊屋下	青葉区豊屋下	宮交 地下鉄	仙台駅西口① 仙台駅⑫	霊屋橋經由八木山動物公園駅 全ての行き先	霊屋橋瑞鳳殿入口 大町西公園駅	徒歩 7分 徒歩 12分
	豊屋下第二	青葉区豊屋下	市バス 宮交 地下鉄	仙台駅西口① 仙台駅⑫	八木山 霊屋橋經由八木山動物公園駅 全ての行き先	霊屋橋瑞鳳殿入口 大町西公園駅	徒歩 7分 徒歩 12分
	梅田町	青葉区梅田町	市バス J R	仙台駅前(仙台口フロア前)㉒㉓	県庁市役所經由鶴ヶ谷七丁目 全ての行き先	視覚支援学校前	徒歩 3分
	小田原	青葉区小田原四丁目	市バス	仙台駅前(仙台口フロア前)㉔	愛子、作並、山形(一部の快速を除く)	東照宮駅	徒歩 8分
	通町	青葉区通町一丁目	宮交	仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑤⑤	原町を経由する全ての行き先 花京院を経由する全ての行き先 仙台港フェリーターミナル	常盤木学園前	徒歩 5分
	落合	青葉区落合四丁目	市バス J R	仙台駅西口⑭ 仙山線仙台駅	北仙台を經由する便及び八乙女駅、北山→子平町 泉中央、作並、山形	宮城県仙台合同庁舎前 北仙台駅	徒歩 1分 徒歩 8分
	角五郎	青葉区角五郎二丁目	市バス J R	仙台駅西口⑨	白沢車庫、熊ヶ根関・定義、作並温泉 愛子、作並、山形	地下鉄北仙台駅 宮城広瀬高校・こども病院前 陸前落合駅	徒歩 8分 徒歩 7分 徒歩 9分
	高砂	宮城野区福室五丁目・六丁目	市バス	仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑤	高砂市営住宅西	高砂市営住宅西	徒歩 3分
	鶴ヶ谷第一	宮城野区鶴ヶ谷二丁目	市バス	仙台駅前(仙台口フロア前)㉕ 台原駅②、旭ヶ丘駅⑥	鶴ヶ谷七丁目	鶴ヶ谷団地入口 鶴ヶ谷二丁目	徒歩 3分
	鶴ヶ谷第二	宮城野区鶴ヶ谷六丁目	市バス	仙台駅前(仙台口フロア前)㉖	鶴ヶ谷七丁目	鶴ヶ谷六丁目東小学校前 鶴ヶ谷六丁目東、西、北	徒歩 5分
	小鶴	宮城野区小鶴三丁目	市バス	仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑤	原町・宮城野区役所經由東仙台(営)・岩切駅 県庁市役所・中江・二の森經由東仙台(営)	小鶴住宅入口	徒歩 5分
	幸町	宮城野区幸町三丁目	市バス	旭ヶ丘駅⑥ 台原駅②	鶴ヶ谷七丁目・東仙台(営)	幸町二丁目	徒歩 5分
	福田町第一	宮城野区幸町五丁目 宮城野区田子一丁目	J R 市バス	仙台駅前(仙台口フロア前)㉗ 旭ヶ丘駅⑥	県庁市役所經由鶴ヶ谷七丁目・東仙台(営)・中江經由東仙台(営) 多賀城、高城町、東塩釜、石巻	福田町駅	徒歩 5分
	福田町第二	宮城野区田子三丁目	J R 市バス	仙台駅前(仙台口フロア前)㉘ 陸前高砂駅③ 小鶴新田駅①	多賀城、高城町、東塩釜、石巻 余目、小鶴新田駅 陸前高砂駅	福田町駅 福田町第二市営住宅前 福田町第二市営住宅前入口	徒歩 20分 徒歩 1分
	幸町第二	宮城野区幸町三丁目	市バス	仙台駅前(仙台口フロア前)㉙	県庁市役所經由鶴ヶ谷七丁目 原町を經由する全ての行き先	幸町五丁目	徒歩 5分
仙台駅東	宮城野区小田原弓ノ町	市バス 宮交	仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑤⑤	花京院を經由する全ての行き先 仙台港フェリーターミナル	常盤木学園前	徒歩 2分 徒歩 1分	
田子西	宮城野区田子西一丁目	市バス	小鶴新田駅①	陸前高砂駅	田子西市営住宅前	徒歩 1分	
田子西第二	宮城野区田子西二丁目	J R 市バス	陸前高砂駅③ 仙山線仙台駅	小鶴新田駅 多賀城、高城町、東塩釜、石巻	福田町駅 田子西中央	徒歩 25分 徒歩 2分	
幸町第三	宮城野区幸町二丁目	市バス J R	仙台駅前(仙台口フロア前)㉚	多賀城、高城町、東塩釜、石巻 県庁市役所經由鶴ヶ谷七丁目・東仙台(営)・中江經由東仙台(営)	福田町駅 幸町二丁目 東照宮駅	徒歩 20分 徒歩 3分 徒歩 17分	
新田東	宮城野区新田東二丁目	市バス J R	仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑤	愛子、作並、山形(一部の快速を除く) 小鶴新田駅・東仙台(営) 多賀城、高城町、東塩釜、石巻	元気フェーロード仙台前 小鶴新田駅	徒歩 3分 徒歩 9分	

区	住宅名	所在地	交通機関	乗車場	行き先(方面)	最寄駅・停留所	摘要
若林区	燕 沢	宮城野区燕沢二丁目	市バス	仙台駅前(仙台ロフト前)②⑦ 仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑤① 東北本線仙台駅	東仙台(営) 東仙台(営)、岩切駅 利府、小牛田、石越、一関 岩切駅 利府、小牛田、石越、一関 岡田・新浜	燕沢住宅前 東仙台駅 小鶴 東仙台駅 長屋前	徒歩 5 分 徒歩 10 分 徒歩 3 分 徒歩 20 分 徒歩 4 分
	岡 田	宮城野区福室字平柳	市バス	荒井駅①	鶴ヶ谷七丁目	鶴ヶ谷中央 鶴ヶ谷六丁目・東小学校前	徒歩 1 分
	鶴ヶ谷第三	宮城野区鶴ヶ谷八丁目	市バス	仙台駅前(仙台ロフト前)②⑦ 台原駅②、旭ヶ丘駅⑥	志波町・霞の目(営) 荒井	宮城野三丁目・聖和学園前 地下鉄薬師堂駅	徒歩 2 分 徒歩 10 分
	宮 野	宮城野区宮城野二丁目	地下鉄	仙台駅西口⑤ 地下鉄東西線仙台駅	荒井	新寺四丁目・サンブラザ入口 地下鉄運功駅	徒歩 4 分 徒歩 10 分
	新 寺	若林区二軒茶屋	市バス	仙台駅西口⑤	志波町・霞の目(営)	若林区小学校前	徒歩 2 分
	若 林	若林区若林四丁目	地下鉄	仙台駅西口⑤	荒井	若林区小学校前	徒歩 2 分
	荒 井	若林区荒井七丁目	地下鉄	地下鉄東西線仙台駅 荒井駅、多賀城駅	荒井 多賀城駅、荒井駅(土・日・祝のみ運行)	地下鉄荒井駅 荒井六丁目	徒歩 7 分 徒歩 7 分
	荒 井	若林区伊在二丁目	地下鉄	地下鉄東西線仙台駅	荒井	地下鉄六丁目の目駅	徒歩 8 分
	荒 井	若林区なないろの里二丁目	市バス	荒井駅②	薬師堂駅	浦町東	徒歩 6 分
	荒 井	若林区荒井東二丁目	市バス	荒井駅②	四ツ谷 四ツ谷經由霞の目(営)、震災遺構仙台市立荒浜小学校	地下鉄荒井駅	徒歩 8 分
	荒 井	若林区荒井南	地下鉄	地下鉄東西線仙台駅	荒井	広瀬	徒歩 18 分
	荒 井	若林区荒井南	市バス	荒井駅②	交通局東北大学病院、六郷小学校、市立病院 交通局東北大学病院、六郷小学校、市立病院	荒井八丁目	徒歩 11 分
	荒 井	若林区荒井南	市バス	荒井駅②	交通局東北大学病院、六郷小学校、市立病院	七郷中学校前	徒歩 9 分
	卸 町	若林区卸町三丁目	市バス	仙台駅前(アイリス青葉ビル前)⑤① 地下鉄東西線仙台駅	卸町会館經由小鶴新田駅 荒井	卸町会館前 地下鉄卸町駅	徒歩 1 分 徒歩 9 分
	若 林	若林区若林二丁目	地下鉄	仙台駅西口⑤	若林区小学校を經由する全ての行き先 雷沢	若林二丁目 地下鉄長町一丁目駅	徒歩 3 分 徒歩 17 分
	大 和	若林区大和町五丁目	市バス	粟師堂駅① 仙台駅西口⑤	霞の目(営) 志波町・霞の目(営)	浦町歩道橋前	徒歩 1 分
	六丁目の目町	若林区六丁目の目中町	地下鉄	仙台駅西口⑤	荒井	地下鉄卸町駅	徒歩 9 分
	六丁目の目町	若林区六丁目の目西町	地下鉄	地下鉄東西線仙台駅	鶴巻循環、岡田・新浜、小鶴新田駅	六丁目の目南町 地下鉄六丁目の目駅	徒歩 5 分 徒歩 7 分
	中 倉	若林区中倉二丁目	地下鉄	地下鉄東西線仙台駅	荒井	地下鉄六丁目の目駅	徒歩 4 分
	六 郷	若林区六郷	地下鉄	粟師堂駅① 地下鉄東西線仙台駅	中倉一丁目經由荒井駅 荒井	中倉二丁目 地下鉄卸町駅	徒歩 2 分 徒歩 14 分
太白区	中 田	太白区中田四丁目	市バス	仙台駅西口⑤	井土浜・中野	JA 仙台六郷支店前	徒歩 3 分
	袋 原	太白区袋原字平淵	市バス	長町駅・たいはつくる前② 長町駅・たいはつくる前⑥ 長町駅・たいはつくる前②	中田小学校經由四郎丸 南仙台駅・四郎丸	中田二丁目 袋原市営住宅前、畑中	徒歩 7 分 徒歩 3 分
	四 郎	太白区四郎丸字大宮	市バス	長町南駅・太白区役所前⑥ 長町駅・たいはつくる前② 長町南駅・太白区役所前⑥	四郎丸	四郎丸市営住宅前 東四郎丸	徒歩 3 分
	四 郎	太白区四郎丸字落合 字新田	市バス	長町南駅・たいはつくる前⑥ 長町駅・たいはつくる前②	東中田五丁目・四郎丸小学校經由を除く四郎丸	四郎丸東市営住宅前	徒歩 3 分
	太 白	太白区太白二丁目	交 宮	仙台駅西口⑩、長町駅東口③、長町駅西口③ 長町南駅・太白区役所前④、八木山動物公園駅⑥	山田自由ヶ丘・仙台南ニュータウン行き	公営アパート前	徒歩 3 分
	郡 山	太白区郡山六丁目	地下鉄	地下鉄南北線仙台駅 東北本線、常磐線 仙台空港、アークセブス鉄道	富沢 岩沼・白石・福島(快速を除く)・原ノ町・山下 仙台空港(快速を除く) 長町郡山	地下鉄長町駅 太子堂駅	徒歩 8 分 徒歩 5 分
	西 中	太白区西中田六丁目	交 宮	長町南駅・太白区役所前②、長町駅東口② 長町駅西口②	尚綱学院大(西中田經由)	太子堂駅前 西中田住宅前	徒歩 5 分 徒歩 3 分
	茂 庭	太白区茂庭台四丁目	市バス	仙台駅西口⑩④ 長町駅東口③、長町駅西口① 長町南駅・太白区役所前④	茂庭台、生出市民センター 茂庭台	茂庭台五丁目、四丁目	徒歩 3 分

声の鹿	太白区声の口	市バス 宮交	八木山動物公園駅⑤ 長町南駅⑤または長町南駅・太白区役所前① 長町南駅・太白区役所前② 長町駅東口④・長町駅西口① 八木山動物公園駅⑥・仙台駅前② 仙台駅⑦⑧ 地下鉄南北線仙台駅 長町南駅・太白区役所前⑩・長町駅西口④ 地下鉄南北線仙台駅 東北本線仙台駅 長町駅・たいはっくる前② 地下鉄南北線仙台駅 東北本線仙台駅 長町駅・たいはっくる前② 地下鉄南北線仙台駅 東北本線仙台駅 長町南駅・太白区役所前⑩・長町駅西口④ 仙台駅西口⑩④ 長町南駅・太白区役所前④・長町駅東口③・ 長町駅西口①	緑ヶ丘三丁目 恵和町・八木山動物公園駅 仙台駅(西の平動物公園・西の平松が丘経由)、動物公園駅(西の平経由) 長町駅東口、市立病院(西の平経由) ⑦のりば全ての行先、⑧のりば尚絨学院大行き 富沢 長町郡山 富沢 岩沼・白石・福島・原ノ町、山下、仙台空港(快速を除く) 全ての行先 富沢 岩沼・白石・福島、原ノ町・山下、仙台空港(快速を除く) 全ての行先 富沢 岩沼・白石・福島(快速を除く)、原ノ町・山下、仙台空港(快速を除く) 長町郡山(太子堂駅経由) 茂庭台(生出市民センター行) 茂庭台	青葉団地前 西の平二丁目東声の口小学校前 鹿野公園前 地下鉄長町南駅 あすと長町二丁目 地下鉄長町駅 長町駅 南警察署前 地下鉄長町駅 長町駅 諏訪町 地下鉄長町駅 太子堂駅 太子堂駅前 茂庭台一丁目 茂庭台一丁目	徒歩 7 分 徒歩 13 分 徒歩 2 分 徒歩 18 分 徒歩 2 分 徒歩 8 分 徒歩 6 分 徒歩 2 分 徒歩 8 分 徒歩 6 分 徒歩 2 分 徒歩 2 分 徒歩 22 分 徒歩 9 分 徒歩 3 分 徒歩 3 分
泉区	向原 天神沢 泉中央南	市バス 宮交 地下鉄 宮交 地下鉄	八乙女駅 八乙女駅 仙台駅行き 泉中央 鶴が丘ニュータウン(住宅前経由)、岩切駅行き、泉中央④のりば松森田地 鶴が丘ニュータウン(住宅前経由) 鶴が丘ニュータウン(住宅前経由) 長命ヶ丘二丁目 泉中央	向原 地下鉄八乙女駅 住宅前 住宅前 住宅前 上谷刈三丁目 地下鉄泉中央駅	徒歩 10 分 徒歩 15 分 徒歩 5 分 徒歩 5 分 徒歩 5 分 徒歩 1 分 徒歩 14 分	

●市バスの路線系統番号についてお知りになりたい方は交通局ホームページアドレス <http://www.kotsu.city.sendai.jp/> ●宮城交通の時刻を検索したい方はこちら <http://www.miyakou.co.jp/> /へ
携帯電話、インターネットからの「バスの接近情報」、「のりば」、「行き先」について
どこバス仙台(仙台市交通局) <https://www.dokobasu.kotsu.city.sendai.jp>



●市立小・中学校の学区を検索したい方はこちら <http://www.city.sendai.jp/shogakuchose/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/kanren/kensaku/index.html>

最終チェックリスト (投函する前にもう一度ご確認ください)



1 チェック 提出する「①仙台市営住宅入居申込書 ②抽選番号票(ハガキ) ③抽選結果通知書(ハガキ)」の赤枠内の該当する欄を漏れなく記入した。

2 チェック 上記②、③のハガキ2枚に63円切手をそれぞれに貼った。

3 チェック 「募集住宅一覧表」の中からひとつ選んだ住宅名(同一のもの)を申込住宅名の欄(3箇所)に記入した。

4 チェック 市営住宅入居申込書の申込者欄に記名した。

5 チェック 申込資格を確認した。(4・5ページ)

6 チェック 入居時に必要な手続き(27ページ)敷金の納入・緊急連絡人等や家賃・共益費等と市営住宅のルール(28ページ)を確認した。

7 チェック 入居申込書を郵送する封筒に120円切手を貼った。

※〔該当者〕は以下もチェックしてください。

8 チェック 〔単身可住宅〕に申込みするので、申込資格(5ページ)を確認した。

9 チェック 〔多数回落選者世帯の優遇〕を受けるため、対象期間内に申込み落選した住宅を入居申込書に記入した。

10 チェック 〔ペットと一緒に入居可能な住宅〕に申込みするので、申込資格(8・9ページ)を確認した。

11 チェック 〔事故住宅〕に申込みするので、事故住宅について(9ページ)を確認した。

この「入居募集のご案内」は、(公財)仙台市建設公社募集課、市役所本庁舎2階市政情報センター、区役所総合案内、総合支所、青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンター(アエル5階)、各証明発行センター、各区中央市民センター、仙台市社会福祉協議会各区事務所、生涯学習支援センター、宮城県住宅供給公社、市営住宅内各管理事務所(高砂、四郎丸、鶴ヶ谷、茂庭)で配布しています。

※新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じて、上記の一部で配布を中止する場合があります。

このパンフレット(冊子)はリサイクルできます。「雑誌」として分別しましょう。

仙台市営住宅定期募集住宅一覧表

(令和5年12月定期募集)

募集期間:令和5年12月6日(水)から12月16日(土)まで(郵便局消印有効)

- 家賃は令和5年度に適用される予定額です。入居決定時に確定しますが、表示額から増減することがあります。この他、共益費がかかります。
- 家賃と共益費は毎年変動します。詳しくは「入居募集のご案内」28ページをご覧ください。
- 階数や間取り等の選択はできません。
- 募集する住宅は、前の入居者が返還した住宅を日常生活に支障のない程度に修繕して入居していただくものです。新築のような状態ではありません。
- 今回募集している住宅には、すべてお風呂(浴槽・風呂釜)がついています。
- エレベーター有の住宅や1階の住宅であっても玄関までに段差のある住宅があります。
- 前回募集戸数・前回応募者数の「-」の表示は、新規で募集する場合や過去5年間に募集がなかったことを表しています。
- 申込みされた住宅の下見は、当選し二次審査に合格した方のみ可能となります。詳しくは入居説明会の中でお知らせいたします。
- 単身で申込みされる方(単身資格に該当する方)は、「**単身可**」と記載されている住宅に限り申込みできます。
- 荒井東市営住宅では、本市が委託する設備管理業者が電気を供給していることから、同業者との間で電気の利用契約を結ぶ必要がありますので電力会社を自由に選ぶことができません。

※ 低層:2階建
中層:3~5階建
高層:6階建以上

◆一般向住宅 申込書の申込住宅欄には、「○○○○市営住宅・○層・○○K」と必ず記入してください。
※ペットは飼育できません。

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)				予定家賃(裁量階層)		前回募集戸数	前回応募者数
									①	②	③	④	⑤	⑥		
青葉区	川平	中層	3DK	3戸	3階		6・6・洋6・DK	昭和54年度	18,500	21,400	24,400	27,600	31,500	36,400	8	8
				18,800					21,700	24,800	28,000	32,000	36,900			
	上原	中層	3K	1戸	3階		6・6・4.5・K	昭和51年度	15,900	18,300	21,000	23,700	27,100	31,200	1	6
	上原	高層	1LDK	1戸	6階	有	6・LDK	平成21年度	22,200	25,600	29,300	33,000	37,700	43,500	1	0
	上原	高層	2LDK	1戸	3階	有	洋6.2・洋5.4・LDK	平成18年度	27,200	31,400	35,900	40,500	46,300	53,400	1	3
通町	高層	3K	1戸	5階	有	6・洋5.5・洋4.5・K	平成25年度	33,400	38,600	44,100	49,700	56,800	65,600	1	43	
宮城野区	高砂(東)	中層	2DK	2戸	1階		6・6・DK	昭和61年度	17,900	20,700	23,700	26,700	30,500	35,200	2	11
		単身可		昭和63年度				18,600	21,500	24,600	27,800	31,700	36,600			
	高砂(東)	中層	3DK	7戸	2階~4階		6・6・洋6・DK	昭和62年度	22,500	25,900	29,700	33,400	38,200	44,100	6	1
					昭和63年度	24,700	28,500	32,600	36,800	42,000	48,500					
	高砂(西)	中層	2LDK	1戸	2階	有	6・洋6・LDK	平成2年度	25,200	29,100	33,300	37,600	42,900	49,600	2	1
	鶴ヶ谷第一	高層	2K	2戸	3階・11階	有	6・洋4.5・K 6・洋5.5・K	平成24年度	16,400	19,000	21,700	24,500	28,000	32,300	2	116
		単身可		平成27年度				17,100	19,700	22,500	25,400	29,100	33,500			
	鶴ヶ谷第一	高層	3K	3戸	2階・4階・7階	有	4.5・洋5・洋4.5・K 6・洋6.5・洋5・K	平成24年度	22,900	26,400	30,200	34,100	39,000	45,000	1	20
				平成27年度				24,000	27,700	31,700	35,700	40,800	47,100			
	鶴ヶ谷第一	高層	2LDK	1戸	1階	有	6・4.5・LDK	平成20年度	29,600	34,100	39,000	44,000	50,300	58,100	-	-
	小鶴	中層	3K	1戸	3階		6・6・3・K	昭和50年度	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300	1	4
		単身可														
	小鶴	中層	3DK	6戸	4階・5階		6・6・3・DK 6・6・4.5・DK	昭和51年度	15,800	18,200	20,900	23,500	26,900	31,000	4	4
						昭和53年度	17,600	20,400	23,300	26,300	30,000	34,700				
幸町	高層	3K	2戸	2階・4階	有	4.5・洋4・洋6・K	平成24年度	23,000	26,500	30,300	34,200	39,100	45,100	1	47	
								26,600	30,400	34,300	39,200	45,200				
福田町第一	中層	3DK	3戸	4階・5階		6・6・洋7・DK	昭和55年度	19,900	23,000	26,300	29,600	33,900	39,100	3	0	
								21,000	24,200	27,700	31,300	35,800	41,300			
福田町第二	中層	3DK	2戸	2階・3階		6・6・洋6・DK 6・6・洋7・DK	昭和56年度	20,900	24,100	27,600	31,100	35,500	41,000	4	3	
										21,700	25,100	28,700	32,300			37,000
幸町第二	中層	3LDK	1戸	4階		6・6・洋5・LDK	昭和56年度	21,400	24,700	28,300	31,900	36,500	42,100	1	6	
燕沢	低層	2DK	1戸	2階		4.5・洋6・DK	平成26年度	22,100	25,500	29,200	32,900	37,600	43,400	-	-	
田子西第二	中層	2K	2戸	2階・5階	有	6・洋5・K	平成26年度	16,100	18,600	21,300	24,000	27,500	31,700	1	22	
	単身可									16,200	18,700	21,400	24,100			27,600

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)				予定家賃(裁量階層)		前回募集戸数	前回応募者数
									①	②	③	④	⑤	⑥		
若林区	新寺小路	高層 单身可	2DK	1戸	6階	有	6・6・DK	平成3年度	24,800	28,600	32,700	36,900	42,200	48,700	-	-
	若林	中層	3DK	1戸	5階		6・6・洋5.5・DK	昭和55年度	21,000	24,200	27,700	31,300	35,700	41,200	2	4
	荒井東	高層	4K	2戸	※電気の契約にあたって、電力会社を自由に選ぶことができません(「入居募集のご案内」28ページ参照)。											
					9階・10階	有	6・洋5.5・洋5・洋5・K	平成25年度	31,000	35,800	41,000	46,200	52,800	61,000	1	12
	六丁の目西町	高層 单身可	2K	1戸	9階	有	4.5・洋5.5・K	平成25年度	16,500	19,100	21,800	24,600	28,100	32,400	1	36
	大和町	高層 单身可	2K	1戸	8階	有	4.5・洋5.5・K	平成25年度	17,100	19,800	22,600	25,500	29,200	33,700	1	52
	大和町	高層	4K	1戸	11階	有	6・洋6.5・洋6・洋5.5・K	平成25年度	31,600	36,500	41,700	47,000	53,700	62,000	1	31
	荒井南	中層	3K	2戸	3階	有	6・洋5.5・洋5・K	平成26年度	23,100	26,700	30,500	34,400	39,400	45,400	3	40
	荒井南第二	中層 单身可	2K	1戸	4階	有	4.5・洋5.5・K	平成26年度	16,100	18,500	21,200	23,900	27,300	31,600	1	14
	卸町	高層	4K	1戸	8階	有	6・洋6・洋5・洋4.5・K	平成26年度	29,600	34,200	39,100	44,100	50,400	58,200	1	55
太白区	袋原	高層 单身可	2K	1戸	6階	有	6・洋6・K	平成11年度	17,800	20,600	23,600	26,600	30,400	35,000	1	24
	袋原	高層	3DK	1戸	1階	有	6・洋6・洋6.5・DK	平成15年度	27,200	31,400	35,900	40,500	46,200	53,400	2	21
	四郎丸	中層	3DK	2戸	3階・4階	有	6・6・洋6・DK	平成10年度	26,100	30,100	34,400	38,900	44,400	51,200	1	4
	四郎丸	高層	3DK	1戸	5階	有	6・6・洋6・DK	平成8年度	26,400	30,500	34,900	39,300	45,000	51,900	1	0
	四郎丸東	高層 单身可	2K	1戸	4階	有	4.5・洋4.5・K	平成14年度	17,200	19,800	22,700	25,600	29,200	33,700	2	6
	四郎丸東	高層 单身可	2DK	1戸	4階	有	6・洋6・DK	平成8年度	21,800	25,200	28,800	32,500	37,200	42,900	2	30
	太白	中層	2K	6戸	4階・5階		6・9・K 6・10.5・K	昭和49年度 昭和50年度	13,700 15,300	15,800 17,700	18,100 20,200	20,400 22,800	23,300 26,000	26,900 30,000	7	5
	郡山	高層	3DK	1戸	10階	有	6・6・洋4・DK	昭和51年度	17,900	20,600	23,600	26,600	30,400	35,100	1	13
	西中田	中層	3DK	5戸	4階・5階		6・6・洋4.5・DK	昭和51年度	16,600 17,500	19,100 20,300	21,900 23,200	24,700 26,100	28,200 29,900	32,500 34,500	6	0
	茂庭第一	中層	3DK	12戸	2階～4階		6・6・洋4.5・DK 6・6・洋5・DK 6・6・洋6・DK	昭和57年度～ 昭和59年度 昭和62年度 昭和63年度	20,800 22,600	24,000 26,100	27,400 29,900	30,900 33,700	35,300 38,500	40,800 44,400	26	2
	あすと長町	高層 单身可	2K	2戸	10階	有	5・洋5.5・K	平成25年度	19,400 19,600	22,400 22,600	25,700 25,900	28,900 29,200	33,100 33,400	38,200 38,500	1	58
	あすと長町	高層	3DK	1戸	3階	有	5.5・洋8.5・洋5.5・DK	平成25年度	34,600	40,000	45,700	51,600	58,900	68,000	1	60
	泉区	天神沢	中層	4K	1戸	2階		6・6・4.5・4.5・K	昭和56年度	19,300	22,300	25,500	28,700	32,800	37,900	1
泉中央南		高層 单身可	2K	1戸	1階	有	6・洋4.5・K	平成25年度	16,000	18,500	21,200	23,900	27,300	31,500	1	58

◆一般向住宅〈事故部屋〉

申込書の申込住宅欄には、「〇〇市営住宅・〇層・3DK」と必ず記入してください。

※事故部屋は、先の居住者がみとられずに室内で亡くなられた場合や、火災、自死等のあった住戸です。

※入居されるまでに補修を行い、申込資格や家賃等については、他の市営住宅と変わりません。

※詳しくは仙台市営住宅定期募集住宅一覧表の4ページ目に記載されていますので、必ずご確認のうえ、ご応募ください。

※ペットは飼育できません。

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)				予定家賃(裁量階層)		前回募集戸数	前回応募者数
									①	②	③	④	⑤	⑥		
宮城野区	高砂(東)	高層	3DK	1戸	※死亡原因:不明											
					3階	有	6・6・洋6・DK	平成1年度	24,000	27,700	31,600	35,700	40,800	47,100	—	—
太白区	高砂(西)	中層	3DK	1戸	※死亡原因:不明											
					3階	有	6・洋6・洋5・DK	平成8年度	26,900	31,100	35,500	40,100	45,800	52,900	—	—
太白区	四郎丸東	高層	3DK	1戸	※死亡原因:不明											
					7階	有	6・洋6・洋6・DK	平成8年度	26,500	30,600	35,000	39,400	45,100	52,000	1	0

◆多家族向住宅

申込書の申込住宅欄には、「〇〇多家族市営住宅・〇層・4DK」と必ず記入してください。

※ペットは飼育できません。

※4人以上の世帯が申込みできます。詳しくは裏面に記載している「市営住宅の種類について」をご確認ください。

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)				予定家賃(裁量階層)		前回募集戸数	前回応募者数
									①	②	③	④	⑤	⑥		
青葉区	角五郎多家族	中層	4DK	1戸	1階		6・6・4.5・洋7.5・DK	昭和56年度	30,700	35,400	40,500	45,700	52,200	60,200	1	0
宮城野区	高砂(東)多家族	中層	4DK	6戸	2階~4階		6・6・6・4.5・DK 6・6・6・6・DK	昭和62・63年度 平成1年度	27,300 29,100	31,600 33,600	36,100 38,400	40,700 43,400	46,500 49,600	53,700 57,200	4	0
宮城野区	高砂(西)多家族	中層	4DK	3戸	1階・2階	有	6・6・6・洋4.5・DK 6・6・洋4・洋6・DK	平成2年度 平成5年度	27,800 29,600	32,100 34,200	36,700 39,100	41,400 44,100	47,300 50,400	54,600 58,100	2	0
若林区	若林西多家族	高層	4DK	1戸	3階	有	6・洋7.5・洋6・洋6・DK	平成24年度	34,200	39,400	45,100	50,900	58,100	67,100	1	3
太白区	四郎丸多家族	中層	4DK	1戸	3階		7.5・6・洋7・洋7・DK	平成5年度	30,100	34,800	39,700	44,800	51,200	59,100	1	0
泉区	泉中央南多家族	高層	4DK	1戸	8階	有	6・洋5.5・洋5・洋4.5・DK	平成25年度	34,000	39,200	44,800	50,600	57,800	66,700	1	18

◆高齢者及び軽度身体障害者世帯

申込書の申込住宅欄には、「〇〇高齢市営住宅・〇層・3DK」と必ず記入してください。

※60歳以上の方又は身体障害者手帳の交付を受け記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害(内部機能障害は該当しません)による1級から4級までの方等を含む世帯が申込みできます。

※高齢者及び軽度身体障害者世帯向住宅は、建物により玄関までに数段の階段や段差があります。詳しくは仙台市営住宅定期募集一覧表の4ページ目に記載の「市営住宅の種類について」をご確認ください。

※ペットは飼育できません。

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)				予定家賃(裁量階層)		前回募集戸数	前回応募者数
									①	②	③	④	⑤	⑥		
宮城野区	高砂(東)高齢	中層	3DK	1戸	1階		6・6・6・DK	昭和63年度	23,000	26,600	30,400	34,300	39,200	45,300	1	3
太白区	袋原高齢	高層	3DK	1戸	1階	有	6・6・洋6・DK	平成11年度	26,600	30,700	35,200	39,700	45,300	52,300	—	—

◆車椅子住宅

申込書の申込住宅欄には、「〇〇〇車いす市営住宅・高層・〇DK」と必ず記入してください。

※身体機能上、車椅子を常用使用し、身体障害者手帳の交付を受け記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害(内部機能障害は該当しません)による1級から4級までの方等を含む世帯が申込みできます。

(注意)車椅子住宅は、車椅子を常用使用していない場合や、下肢障害あるいは体幹機能障害(いずれも1級~4級)がなければ失格となります。

詳しくは仙台市営住宅定期募集一覧表4ページ目に記載している「市営住宅の種類について」をご確認ください。

※ペットは飼育できません。

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)				予定家賃(裁量階層)		前回募集戸数	前回応募者数
									①	②	③	④	⑤	⑥		
宮城野区	鶴ヶ谷第一車椅子	高層	2DK 单身可	1戸	1階	有	洋5.5・洋3.5・DK	平成21年度	22,800	26,300	30,100	33,900	38,700	44,700	1	1
太白区	四郎丸東車椅子	高層	2LDK 单身可	1戸	1階	有	洋6・洋7.5・LDK	平成12年度	26,900	31,100	35,600	40,100	45,900	52,900	—	—

◆シルバーハウジング

申込書の申込住宅欄には、「茂庭第一シルバー市営住宅・中層・2LDK」と必ず記入してください。

※申込者が65歳以上の方又は60歳以上の障害者等の方でかつ、同居者は60歳以上の方1人の世帯が申込みできます。

詳しくは仙台市営住宅定期募集一覧表の4ページ目に記載の「市営住宅の種類について」をご確認ください。

※ペットは飼育できません。ペットと一緒に入居可能な住宅は一覧表3ページをご覧ください。

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)				予定家賃(裁量階層)		前回募集戸数	前回応募者数
									①	②	③	④	⑤	⑥		
太白区	茂庭第一シルバー	中層	2LDK 单身可	2戸	1階		6・洋6・LDK	昭和57年度	19,600 20,500	22,700 23,700	25,900 27,100	29,300 30,600	33,400 34,900	38,600 40,300	1	3

◆一般向住宅<ペットと一緒に入居可能な住宅> 申込書の申込住宅欄には、「〇〇〇〇・ペット可市営住宅・高層・〇〇K」と必ず記入してください。

※現在、ペットを飼育している世帯のみ申込みできます。(申込締切日後に飼育開始されている方は対象ではありません。)

区	住宅名	構造	タイプ	今回募集戸数	募集階	エレベーター	間取り	建設年度	予定家賃(一般階層)				予定家賃(裁量階層)		前回募集戸数	前回応募者数
									①	②	③	④	⑤	⑥		
青葉区	落合ペット可	高層	4K	1戸	3階	有	6・洋6・洋5・洋5・K	平成25年度	28,200	32,600	37,300	42,100	48,100	55,500	1	22
若林区	六丁の目中町ペット可	高層	2K 单身可	1戸	8階	有	4.5・洋6.5・K	平成25年度	16,400	19,000	21,700	24,500	28,000	32,300	1	20

■市営住宅の種類について

◆一般向住宅

- 申込資格に該当される方であれば申込みできる住宅です。ただし、単身で申込みされる方は、「仙台市営住宅定期募集住宅一覧表」に単身可と記載されている住宅に限り申込みができます。

◆多家族向住宅(目的別住宅)

- 申込資格に該当し、4人以上で入居しようとする方が申込みできます。
- 3人以下になった時は明渡していただくこととなります。

◆高齢者及び軽度身体障害者世帯向住宅(目的別住宅)

高齢者及び軽度身体障害者世帯向住宅とは、室内の段差解消や玄関等に手すりを設置している住宅です。

- 申込みできるのは、申込資格に該当し、次の要件のいずれかに該当する方がいる世帯です。

- (1)60歳以上の方
- (2)身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害(内部機能障害は該当しません)による1級から4級までの方
- (3)戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が上記の身体障害者と同程度の方

- 上記要件に該当する人がいなくなった時は明渡していただくこととなります。

[主な設備]

- ①手すりの設置(共同階段、玄関等)
- ②室内の段差解消
- ③非常通報ブザー

◆車椅子住宅(目的別住宅)

車椅子住宅とは、車椅子を使用する障害者の方の自立を因るため、車椅子に合わせた手すり、流し台等の設備を備えた住宅です。

- 申込みできるのは、申込資格に該当し、入居しようとする世帯に身体機能上、車椅子を常用使用されている方がおり、次の要件のいずれかに該当する方に限られます。

- (1)身体障害者福祉法の規程により身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害が下肢あるいは体幹機能障害(内部機能障害は該当しません)による1級から4級までの方
- (2)戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が上記の身体障害者と同程度の方

- 上記要件に該当する人がいなくなった時は明渡していただくこととなります。

[主な設備]

- ①バルコニーにスロープの設置
- ②室内外の段差解消
- ③手すりの設置(玄関、浴室等)
- ④給湯設備の設置

◆事故住宅について

- 事故住宅とは、居住者の方がみとられずに室内で亡くなられた場合や、火災、自死等の事故があった住戸で、事故発生から一定期間募集を停止していた住宅です。
- 入居されるまでに補修を行い、申込資格や家具等については、他の市営住宅と変わりません。
- 事故の内容については、募集住宅一覧表に記載されていること以外はお答えできません。
- 入居に際しては、事故に起因する異議を申し立てない旨の誓約書をご提出いただきます。
- 事故があった住宅であることを理由として、他の住宅へ移転することはできませんので、十分ご理解のうえお申込みください。

◆シルバーハウジング(目的別住宅)

シルバーハウジングとは、高齢者世帯が地域社会の中で自立し、安全で快適に生活できるように、住宅内の段差解消や緊急通報システム等の設備と、在宅生活を支援する生活援助員を配置した市営住宅です。

- 申込みできるのは、申込資格に該当し、独立して生活するには不安があると認められるが自分で日常動作が可能な程度の健康状態である方で、次の要件に該当する方に限られます。
※寝たきり等で常時介護を要する方は申込みできません。

2人世帯で申込みされる方

申込者が65歳以上の方または60歳以上の障害者等の方(下記要件に該当する方)で、かつ、同居者は60歳以上の方1人である2人世帯

[障害者等の方の要件]

- (1)障害者基本法に規定する障害者で手帳の交付を受けている方(身体障害1～4級、精神障害1～3級、知的障害の重度・中度・軽度)
- (2)戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方
- (3)被爆者健康手帳の交付を受けている方

[入居者の選考]

公開抽選により決定した当選者および補欠者で繰上げ当選した方を地域包括支援センターの職員が、健康状態について、面接調査等を行い、入居資格の適否を判断します。

[主な設備]

- ①室内の段差解消
- ②手すり(玄関、浴室、便所等)
- ③給湯設備(台所、洗面所、浴室)
- ④半埋め込み式浴槽(浴室の床から高さが40cm程度)
- ⑤NTT回線を利用した緊急通報システム

[生活援助員(LSA)によるサービス内容]

- 生活指導・相談
- 安否の確認
- 緊急時の対応
- 一時的な家事援助
- 入居者相互の交流のお手伝い

[費用負担]

家賃と共益費の外に、次の費用がかかります。

- ・生活援助員の配置にかかる費用
市県民税の年額に応じ、1ヶ月最高4,900円がかかります。
- ・緊急通報システムの通話料
緊急通報システムは、NTT回線を利用して生活援助員に接続されますので、緊急ボタン等を押した場合には通話料がかかります。
なお、現在電話に加入されていない方は、入居者の負担で加入していただきます。

[提出書類]

入居が決まりましたら、以下の書類を提出していただきます。

- ・健康状態報告書
生活援助員が日常的に入居者の健康を把握したり、緊急通報時における適切な対応をするために必要となります。
- ・玄関の鍵を預かることの同意書
シルバーハウジングは、緊急通報時でも玄関ドアの鍵が閉まった状態であるため、入居時にお渡しする鍵のうち一つを生活援助員に預らせていただく必要があります。緊急通報を受信したとき、生活援助員等がことわりなく住居内に立ち入ることをご了解いただきます。
- ・市県民税額確認のための書類(市県民税課税証明書等もしくは課税状況閲覧に関する同意書)
生活援助員の配置にかかる費用額を決定するにあたり、市県民税額を確認する必要があります。

住宅の種類に関わらず入居される方が階数・間取り等を選択することはできません。ただし、高齢者世帯、身体障害者世帯の方は、できるかぎり募集住宅の中で階下へ考慮させていただきます。

この募集住宅一覧表はリサイクルできます。「雑がみ」として分別しましょう。

区分	一般 留学生	子育て ひとり親 多子 高齢者 特殊疾病 障害者	多落選	受付番号
	生活保護 外国人	配偶者等からの暴力被害者 引揚者 犯罪被害者等 被爆者・戦傷病者 療養所入所者	一般・裁量	

市営住宅の入居申込で知り得た個人情報を取り扱うに当たっては、入居資格審査及び市営住宅の管理運営の目的以外に使用することはありません。

仙台市営住宅入居申込書 (令和5年12月定期募集)

(あて先) 仙台市長 令和 年 月 日

市営住宅に入居したいので、次のとおり申込みます。なお、この申込書(裏面を含みます)の記載内容が事実と相違する場合及び二次審査において資格または所得基準に合わない場合は失格とされても異議ありません。また、私の入居者資格について、関係機関に照会することを同意します。私及び入居する親族は暴力団員ではありません。

申込住宅	申込住宅名	構造	タイプ	電話番号(申込者)
	市営住宅	層	K	自宅 () 携帯 ()

ペットと一緒に入居を希望される方は、下記にペットの種類と頭数を記入してください。(これから飼育予定の方は、対象とはなりません)

飼育するペット	犬・猫	頭	その他()	頭
---------	-----	---	--------	---

※必ず「募集住宅一覧表」で該当住宅を確認してください。

・住所(住民登録をしている住所を記入してください。配偶者等からの暴力被害者の方は生活の実態のある所。)
 ・生活保護を受給している方は、下記の「生活保護」を○で囲んでください。

控除の種類 (○で囲んでください)

申込者	フリガナ	以前の勤務先名	年月退職	給与	<input type="checkbox"/> 老扶 <input type="checkbox"/> 特扶 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親		
	氏名	☎ ()	年月採用	事業			
		現在の勤務先名				☎ ()	
	続柄(本人)	生年月日	明大昭平	年月日		歳	生活保護
住所	〒□□□-□□□□						療育手帳 判定
勤務先住所	〒□□□-□□□□						精神障害 級
治療方法が確立していない疾病その他特殊な疾病							
申込者の他に同居する親族(婚姻の予約者含む)	フリガナ	以前の勤務先名	年月退職	給与	<input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 老扶 <input type="checkbox"/> 特扶 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親		
	氏名	☎ ()	年月採用	事業			
		現在の勤務先名				☎ ()	
	続柄()	生年月日	明大昭平	年月日		歳	生活保護
住所	〒□□□-□□□□						療育手帳 判定
治療方法が確立していない疾病その他特殊な疾病							
申込者の他に同居する親族(婚姻の予約者含む)	フリガナ	以前の勤務先名	年月退職	給与	<input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 老扶 <input type="checkbox"/> 特扶 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親		
	氏名	☎ ()	年月採用	事業			
		現在の勤務先名				☎ ()	
	続柄()	生年月日	明大昭平	年月日		歳	生活保護
住所	〒□□□-□□□□						療育手帳 判定
治療方法が確立していない疾病その他特殊な疾病							
申込者の他に同居する親族(婚姻の予約者含む)	フリガナ	以前の勤務先名	年月退職	給与	<input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 老扶 <input type="checkbox"/> 特扶 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親		
	氏名	☎ ()	年月採用	事業			
		現在の勤務先名				☎ ()	
	続柄()	生年月日	明大昭平	年月日		歳	生活保護
住所	〒□□□-□□□□						療育手帳 判定
治療方法が確立していない疾病その他特殊な疾病							

入居しない扶養親族 続柄() 氏名 生年月日 年 月 日 住所 〒

希望郵送先 〒□□□-□□□□

※「仙台市営住宅入居募集のごあんない」の14~19ページを参照し計算してください。

あなたの世帯の所得月額	円
-------------	---

一般階層世帯158,001円以上
 裁量階層世帯214,001円以上
 の方はお申込みできません。

※赤枠の中のみ記入してください。裏面も記入してください。
 ※申込書は、ペンまたはボールペン(黒か青色インク)で、かい書で記入してください。消せるペン等は使用しないでください。

書

 審

63円切手
を貼って
ください。



住所

氏名 様

令和5年12月募集 抽選番号票

抽選番号			
申込住宅名	市営住宅	層	K
入居する人数	名	受付区分	一般・優遇
多数回落選者世帯			

※「優遇」もしくは多落選世帯が「該当」の方は同じ番号の抽選玉が2つになります。
「優遇」で多落選世帯が「該当」の方は同じ番号の抽選玉が3つになります。
「優遇」・「多数回落選者世帯」については「入居募集のご案内」の23・24ページ
をごらんください。

〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目10-10
(公財)仙台市建設公社 住宅部 募集課
電話 022-214-3604 FAX 022-214-8592

切り離さないでください

63円切手
を貼って
ください。



住所

氏名 様

令和5年12月募集 抽選番号票

抽選番号			
申込住宅名	市営住宅	層	K

※抽選結果は裏面になります

〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目10-10
(公財)仙台市建設公社 住宅部 募集課
電話 022-214-3604 FAX 022-214-8592

抽選番号票等の受け取り先は、住民票の住所
(現住所)と違うところでもかまいません。

ハガキに63円切手を
必ず貼ってください。

※申込書の提出(一次審査)の際には
証明書類の提出は必要ありません。

『多数回落選者世帯に対する優遇措置』の適用を
受けたいので、対象期間に申込んだ住宅名を記入し
て、申込みます。(仙台市営住宅入居募集のご案内の24ページの多数回落選者世帯に該当する方)

『多数回落選者世帯に対する優遇措置』の適用を
受ける方は、過去1年間の募集において、3回以上申
込めを行い、抽選の結果いずれも落選または補欠で
順番が回らなかった方が対象となります。当選した
方や補欠で順番が回ってきた方で辞退された方は、
該当しません。

対象期間	申込んだ住宅名
令和4年12月募集	市営住宅
令和5年1月募集 (ひとり親・子育て・多子世帯)	市営住宅
令和5年3月募集	市営住宅
令和5年5月募集 (ひとり親・子育て・多子世帯)	市営住宅
令和5年6月募集	市営住宅
令和5年9月募集	市営住宅

記入しなかった場合は該当しません。
上記の期間以外の期間は対象とはなりません。

※赤枠の中のみ記入してください。

切り離さないでください

※赤枠の中のみ記入してください。

入居申込み理由

1 市営住宅の申込みの理由(住宅困窮理由)は何ですか。(複数回答可)

あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

1. 他の世帯との同居により著しく生活上の不便をきたしている。
2. 同居を必然とする親族(夫婦及び未成年の子)と別居している。
3. 遠距離通勤をしている。
4. 収入と比べて、著しく高額な家賃を支払っている。
5. 正当な事由により、家主等から住宅の明渡しを求められているが立ち退き先がない。
6. 住宅が狭くなったため。
7. その他 []

2 現在住んでいる住宅の種類はどれですか。

あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

1. 持家 [所有者氏名] [申込者との続柄]
2. 賃貸 [賃借人氏名] [申込者との続柄]
3. 市町村営・県営住宅・復興公営住宅 [賃借人氏名] [申込者との続柄]
4. その他()

3 現在住んでいる住宅の状況をお答えください。

居室数 _____ 部屋(DKを除きます) _____ 広さ _____ 畳(洋室も畳に換算してください)
家賃 _____ 円(共益費・駐車場代を除きます)

4 申込者又は同居をしようとする方は、以前市営住宅に住んでいたことがありますか。

あてはまる番号を○で囲んでください。

1. 有 _____
2. 無 _____

住んでいたことがある方は住宅名と入居期間を記入してください。

住宅名: _____ 住宅棟号 _____ 入居期間: _____ 年から _____ 年まで

5 外国籍の方は次の質問にお答えください。

あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

国籍: _____ 留学生(就学生を除きます)ですか 1. はい _____ 2. いいえ _____

6 入居予定者の中に、下記の項目に該当する方がいらっしゃいますか。

いらっしゃる場合は番号を○で囲んでください。(あてはまる□には、チェック(✓)をつけてください)

1. 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方。
2. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方。
3. 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付を含む)を受けている方。
4. ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方。
5. 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方。
6. 申込者本人が配偶者等からの暴力を理由として配偶者暴力相談支援センターまたは婦人保護施設もしくは母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年未満の方並びに裁判所から保護命令を受けている配偶者等から暴力を受けた被害者で当該命令が効力を生じた日から起算して5年未満の方。及び婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている被害者(なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関等による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」による確認がされている方も同様に取り扱う)
7. 犯罪被害者等基本法第2条2項に規定する犯罪被害者等で、同条第1項に規定する犯罪等により従前の住居に居住することが困難になった方。
8. 入居しない戸籍上の配偶者がいる方。(□離婚調停中で事件係属証明書が出る・□住民票上1年以上別居中で復縁の意思はない)
9. 現在持家(一戸建・分譲マンション)がある。(共同名義含む)
10. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定める疾病の方。

(疾病名:

疾病対象の方のお名前:

暴力団員に関する注意点

申込者及び同居しようとする方(以下「申込者等」といいます)に、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいいます)が含まれている場合は、入居資格がありません。(申込者等は誰も入居できません)暴力団員が入居していることが判明した場合は、理由のいかんを問わず明渡請求を受け、全員が速やかに退去しなければなりません。

仙台市長は、入居資格のない暴力団員が市営住宅に入居することを防止し、また、暴力団員を含む世帯に明渡請求するため、宮城県警察本部長から意見を聴取することができます。

抽選番号票(申込書受理確認通知)

令和5年12月28日

仙台市営住宅の入居申込書を受理しました。抽選番号は、表記抽選番号票のとおりです。

抽選会

【抽選会日時】

令和6年1月9日(火)
午後2時～午後3時30分終了予定
の抽選を予定しております。

【抽選会場】

トークネットホール仙台(仙台市民会館)地下1
階展示室にて

仙台市青葉区桜ヶ岡公園4-1

※抽選会への出席・欠席は、抽選結果の当落には
関係しません。

※抽選器の操作は(公財)仙台市建設公社職員が
行います。

※トークネット仙台内には駐車場・駐輪場はご
ざいませぬ。必ず公共の交通機関をご利用く
ださい。

抽選結果の通知

抽選結果は、ハガキで全員に通知いたします。
(令和6年1月18日(木)頃発送)

電話でのお問い合わせは固くお断りします。

- ①当選された方の通知書には、二次審査の案内と持参していただく書類を示してありますので早めに準備してください。
- ②補欠の方は、補欠の順位を通知いたします。入居順番が回りましたら、二次審査を行いますので、それまでお待ちください。

※当選者に辞退か失格があれば補欠者に入居の順番が回ります。
補欠者としての有効期限は、次回の定期募集開始前までとなります。

抽選結果通知書

令和6年1月18日

※申込書は、ペンまたはボールペン(黒か青色インク)で、かい書で記入してください。消せるペン等は使用しないでください。